

平成30年第3回

千早赤阪村議会定例会
会 議 録

平成30年 9月 4日 開会

22日間

平成30年 9月 25日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成30年第3回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

平成30年9月4日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田中博治

2番 関口ほづみ

3番 井上浩一

4番 田村陽

5番 千福清英

6番 藤浦稔

7番 山形研介

4. 欠席議員

なし

5. 署名議員

6番 藤浦稔

7番 山形研介

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 植木朋子

局長代理 松村典英

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長 松本昌親

副村長 清水秀都

教育長 矢倉龍男

人事財政課
課長代理 柏原美佳

理事兼地域戦略室長 上島豊

地域戦略室新庁舎・
大規模改修担当課長 幸雄一

総務課課長代理 山谷光代

住民課長 池西昌夫

健康福祉課長 菊井佳宏

健康福祉課参事 尾谷浩

健康福祉課参事 西口美和

観光・産業振興課長 北浦信行

施設整備課参事 増田浩志

施設整備課理事
兼災害復旧室長 城和男

理事 志摩暁

理事 藤本佳奈

教育課長 赤阪秀樹

教育課参事 蔦亜紀朗

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

日程第4 議案第53号 専決処分〔平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算

- (第3号)] の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 5 4 号 専決処分〔平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算
(第4号)] の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 5 5 号 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について
- 日程第 7 議案第 5 6 号 千早赤阪村職員の退職管理に関する条例の制定につ
いて
- 日程第 8 議案第 5 7 号 災害による被災者に対する村税の減免に関する条例の
改正について
- 日程第 9 議案第 5 8 号 千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の改正について
- 日程第 1 0 議案第 5 9 号 金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例の制定に
ついて
- 日程第 1 1 議案第 6 0 号 千早赤阪村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 1 2 議案第 6 1 号 業務委託契約（千早赤阪村くすのきホール等E S C O
事業業務委託）の締結について
- 日程第 1 3 議案第 6 2 号 平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）
について
- 日程第 1 4 議案第 6 3 号 平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予
算（第2号）について
- 日程第 1 5 議案第 6 4 号 平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算
（第1号）について
- 日程第 1 6 議案第 6 5 号 平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正
予算（第1号）について
- 日程第 1 7 報告第 4 号 平成29年度健全化判断比率について
- 日程第 1 8 報告第 5 号 平成29年度資金不足比率について
- 日程第 1 9 議案第 6 6 号 平成29年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第 2 0 議案第 6 7 号 平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳
出決算認定について
- 日程第 2 1 議案第 6 8 号 平成29年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決
算認定について
- 日程第 2 2 議案第 6 9 号 平成29年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入

歳出決算認定について

日程第 2 3 議案第 7 0 号 平成 2 9 年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第 2 4 議案第 7 1 号 平成 2 9 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入
歳出決算認定について

午前10時00分 開会

○田中議長 ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成30年第3回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 皆さんおはようございます。

朝からテレビで21号台風接近予想の中、全員御出席いただきましてどうもありがとうございます。ちょうど21号といいますと、去年の10月にうちの村に大きな被害を出した台風で、ちょっと数字が悪いんですが、とりあえず何事もなかったら非常にいいかなと思っております。

9月議会から、議場をここ保健センターに移動をさせていただきました。議長並びに議会の皆さんが快諾していただいたおかげと、職員ともども感謝しております。おかげで役所建設のスタートが切れました。コンパクトで住民皆さんが利用しやすい役所をできるだけ早く建設いたします。

ことは、7月下旬以来連日猛暑が続き、各地で豪雨など、我が国の気象変化が速いスピードで進んでおります。太平洋沿岸では、熱帯系の魚類が徐々にふえ、地球温暖化の影響かと言われております。またハワイ、台湾からインバウンドで日本へおいでになった皆さんは、日本が暑いと言われるほど日本の気候変化の激しい状況でございます。今、レジリエンスいわゆる国土強靱化が政治課題となり、実現に向け政府が力を入れておりますが、少子化、高齢化が進み、扶助費の増加スピードが速く、実現はおぼつかない情勢でございます。村でも扶助費の増加と安全・安心のバランスをとりながら、気候変動と取り組んでいきたいと考えております。

後ほど御審議いただく29年度決算は、健全な状況でございますが、村税等の自主財源が少なく、財政運営は地方交付税、国、府支出金等の依存財源で運営しております。村は、税収減、庁舎建設、公共建設の大規模改修、こども園新設など、費用が発生いたしますが、国、府の補助金あるいは過疎債の効果的利用を行い、健全財政を保っていきます。

大和川以南、大阪府下で一番開発のおくれている南河内でございますが、大阪南高速道路の建設、昭和45年にペンディングになりました金剛トンネルの実現、あるいはLRTの村までの敷設実現、府道の大規模改修及び楠公さん大河ドラマ放映などで村に元気を取り戻し、近い将来必ず村は過疎から脱出いたします。

議員皆さんの御協力、御支援をお願いし、御挨拶いたします。本日はどうも御苦労さんでございます。

○田中議長 ありがとうございます。

次に、8月28日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

関口議会運営委員長。

○関口議会運営委員長 去る8月28日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、報告いたします。

付議案件は、議事日程のとおり議案第53号から議案第65号の13議案、財政指標の報告2件、議案第66号から議案第71号の決算認定の6議案の21議案でございます。

審議方法につきましては、議案第53号、議案第54号、議案第61号を本会議において審議することに決しております。

議案第55号から議案第60号及び議案第62号から議案第65号までの10議案は、村長の提案理由及び総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

次に、報告第4号から議案第71号までの報告2件及び決算認定6議案を一括議題とし、監査結果の報告、報告第4号及び第5号の財政指標の報告を行い、議案第66号から議案第71号の6議案について、村長の提案理由及び総括質疑の後、決算特別委員会を設置して審議することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日9月4日から9月25日までの22日間と決しておりますので、あわせて御報告を申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番藤浦議員、7番山形議員を指名いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月4日から25日までの22日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月4日から25日までの22日間と決しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、台風21号接近のため、これで延会したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦勞さまでございました。

午前10時09分 延会

平成30年第3回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

平成30年9月10日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田中博治

2番 関口ほづみ

3番 井上浩一

4番 田村陽

5番 千福清英

6番 藤浦稔

7番 山形研介

4. 欠席議員

なし

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 植木朋子

局長代理 松村典英

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長 松本昌親

副村長 清水秀都

教育長 矢倉龍男

人事財政課
課長代理 柏原美佳

理事兼地域戦略室長 上島豊

地域戦略室新庁舎・
大規模改修担当課長 幸雄一

会計管理者兼
総務課長 中野光二

住民課長 池西昌夫

健康福祉課長 菊井佳宏

健康福祉課参事 尾谷浩

健康福祉課参事 西口美和

観光・産業振興課長 北浦信行

施設整備課長 日谷順彦

施設整備課参事 増田浩志

施設整備課理事
兼災害復旧室長 城和男

理事 志摩暁

理事 藤本佳奈

教育課長 赤阪秀樹

7. 議事日程

日程第1 諸報告

日程第2 議案第53号 専決処分〔平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算
(第3号)〕の承認を求めることについて

日程第3 議案第54号 専決処分〔平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算
(第4号)〕の承認を求めることについて

日程第4 議案第55号 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について

- 日程第 5 議案第 5 6 号 千早赤阪村職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 7 号 災害による被災者に対する村税の減免に関する条例の改正について
- 日程第 7 議案第 5 8 号 千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について
- 日程第 8 議案第 5 9 号 金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 0 号 千早赤阪村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 業務委託契約（千早赤阪村くすのきホール等 E S C O 事業業務委託）の締結について
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 平成 3 0 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 1 2 議案第 6 3 号 平成 3 0 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 3 議案第 6 4 号 平成 3 0 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 4 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 5 報告第 4 号 平成 2 9 年度健全化判断比率について
- 日程第 1 6 報告第 5 号 平成 2 9 年度資金不足比率について
- 日程第 1 7 議案第 6 6 号 平成 2 9 年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 議案第 6 7 号 平成 2 9 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 議案第 6 8 号 平成 2 9 年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 0 議案第 6 9 号 平成 2 9 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 1 議案第 7 0 号 平成 2 9 年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 議案第 7 1 号 平成 2 9 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入

歳出決算認定について

追加日程

日程第 1 議案第 7 2 号 平成 3 0 年度千早赤阪村一般会計補正予算 (第 6 号)
について

午前10時00分 開議

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成30年第3回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第1、諸報告に入ります。

南河内環境事業組合議会の山形議員から組合議会定例会の経過報告がございます。

山形議員。

○山形議員 それでは、報告させていただきます。

平成30年度第2回南河内環境事業組合議会定例会。

平成30年8月23日、第2回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。つきましては、その内容をここに御報告申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、組合副管理者及び組合議会議員の異動が報告された後、事務局から大気汚染防止法改正に伴う清掃工事における水銀大気排出規制について説明があり、廃棄物に水銀が含まれていることから、大気に出るのか、それであれば一定の住民の周知が必要でないかとの質疑に対し、廃棄物の中の体温計、血圧計、ボタン電池などの水銀を使用した製品に起因するが、製造メーカーにおいては水銀使用の削減に努められていること、また現時点での測定結果は基準外であるが、今後の測定結果の推移を見ながら判断することとし、場合にはよっては市町村、住民の方に御協力願うことがあり得るとの答弁でございました。

次に、第1清掃工場精密機能検査の結果、平成29年度予算についての概要説明がありました。また、清掃工場のダイオキシン類測定結果が提示され、特に問題のない値でございました。

続きまして、本会議に提出案件につきまして順次申し上げますと、報告第1号副管理者の異動については、組合の副管理者であります河南町長の任期満了に伴い、再選された武田勝玄氏が組合副管理者に就任された旨、報告がございました。

報告第2号組合議会議員の異動については、富田林市から南齋哲平議員、奥田良久議員が、河内長野市から駄場中大介議員、三島克則議員、峯満寿人議員、浦尾雅文議員が新たに就任された旨、報告がございました。

選挙第1号組合議会議長の選挙については、任期満了に伴う欠員のため、河内長野市選出の三島克則議員が指名推選により議長に選出されました。

許可第1号組合議会副議長の辞職許可については、上谷元忠副議長から辞職願が提出されたことにより追加上程されたもので、上谷副議長の副議長辞職が許可されました。

選挙第2号組合議会副議長の選挙については、大阪狭山市選出の須田旭議員が指名推薦により副議長に選出されました。

承認第6号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について承認を求めることについては、地方独立行政法人の改正に伴い、富田林市に準じて平成30年3月27日付条例改正の専決処分をしたもので、原案どおり承認されました。

議案第2号平成30年度南河内環境事業組合の一般会計補正予算（第1号）については、人事異動に伴う人件費の補正を行うもので、原案どおり可決されました。

補正の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億9,195万6,000円とするものでございます。

監査報告第2号例月出納検査の結果報告については、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づくもので、平成29年度1月から5月分及び平成30年度4月から6月分に関する例月出納検査の結果が監査委員から報告され、特に問題はなかったとのことでございました。

認定第1号平成29年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額22億5,763万4,464円、歳出総額21億356万9,331円の決算について地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付されたもので、原案どおり認定されました。

同意案第1号南河内環境事業組合監査委員の選出については、任期満了により欠員の議会選出監査委員に、河内長野市選出の峯満寿人議員を選出するもので、原案どおり同意されました。

同意案第2号南河内環境事業組合公平委員の選任についてでございますが、組合公平委員につきましては南河内公益公平委員会の委員3名を同じく選任しておりますが、岩城本臣委員の任期満了に伴い、新たに選出された瀬木千佳氏を組合公平委員に選任するもので、原案どおり同意されました。

以上、簡単でございますが、これをもちまして平成30年第2回南河内環境事業組合定例会の報告とさせていただきます。終わります。

○田中議長 ありがとうございます。

続きまして、大阪広域水道企業団議会の関口議員から、企業団議会臨時会の経過報告が

ございます。

関口議員。

○関口議員 8月2日、平成30年度第2回大阪広域水道企業団議会8月臨時議会が大阪シティプラザにおいて開催されましたので報告いたします。

これに先立ちまして、議員全員協議会を開きまして、議会の進め方などについて協議されました。

それでは、本会議の報告をさせていただきます。

出席者は、企業長の堺市竹山市長ほか11名と、監査委員田辺彰子氏、経営管理部、監査委員、事務局長、また議員33名全員出席のもと行われました。

議案は、例月現金出納検査結果の報告1件として、平成29年11月から平成30年3月における水道事業会計及び工業用水道事業会計の現金の出納、保管が適正であることが報告されました。

また、平成30年度広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件、債務負担行為として増補改良事業2億2,272万8,000円、受託工事1億6,352万8,000円、管路更新検討委託5,097万6,000円をそれぞれ31年度に支払うものとするものがございます。

報告議案1として、平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計、水道用水供給事業繰越計算書の報告がありました。

水道用水供給事業資本的支出の建設改良事業14億2,581万9,600円を翌年度に繰り越すものがございます。同じく、平成29年度広域水道企業団水道事業会計市町村域水道事業予算繰越計算書の報告では、千早赤阪水道事業資本的支出の建設改良事業2,172万9,600円を翌年度に繰り越すものございまして、小売関係機関との調整等に日時を要したことなどにより、やむなく繰り越しを必要としたためとして報告されました。

報告議案2としましては、平成29年度広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告では、工業用水道事業資本的支出の増補改良事業4億1,188万円を翌年度に繰り越すものとして報告され、いずれも原案どおり可決、承認されました。

最後に、守口市にある水道企業団の庭窪浄水場の浄水施設の調査のため、企業団議会議員を派遣することが提案されました。

以上、報告といたします。

○田中議長 以上で諸報告を終わります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第2、議案第53号専決処分〔平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第53号は、平成30年7月17日付で専決処分いたしました平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）について議会の承認を求めるものでございます。

本予算は、こごせ幼稚園の給水管布設工事に係る経費を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を柏原人事財政課長事務代理。

○柏原人事財政課課長代理 それでは、議案第53号の平成30年7月17日付で専決処分いたしました平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

まず、10ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書3、歳出から御説明を申し上げます。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額211万5,000円の増、財源内訳といたしまして、特定財源のその他130万円、一般財源81万5,000円で、こごせ幼稚園等里道水路表示保存登記及び測量業務委託料81万5,000円、こごせ幼稚園給水管布設工事130万円でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正額81万5,000円の増でございます。

7目教育施設整備基金繰入金、補正額130万円の増でございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第53号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第53号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第53号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第3、議案第54号専決処分〔平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第4号)〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第54号は、平成30年8月3日付で専決処分いたしました平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第4号)について議会の承認を求めるものでございます。

本予算は、役場別館の空調設備が故障したことにより、職員の安全な労働環境の維持が困難となったため、当初の計画を前倒しし、役場別館及びプレハブの移転、それに伴う役場本庁の改修工事等の経費を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を柏原人事財政課長事務代理。

○柏原人事財政課課長代理 それでは、議案第54号の平成30年8月3日付で専決処分いたしました平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第4号)につきまして御説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書3、歳出から御説明を申し上げます。

主な項目について御説明をいたします。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、補正額48万1,000円の増、財源内訳は全て特定財源のその他、仮庁舎移転に伴う集音器購入費でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、4 目財産管理費、補正額585万4,000円の増、財源の内訳は特定財源がその他で556万4,000円、一般財源が29万円でございます。仮庁舎へ移転に伴う電話工事費用等、別館及びプレハブ庁舎からの引っ越しに係る諸経費、本庁舎、主に議場、議員控室等を執務室、会議室へ改修した工事費用等でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 2 目未熟児養育医療給付費、補正額33万2,000円で、財源内訳は特定財源が国庫支出金12万円、府支出金6万円、その他3,000円で、一般財源が14万9,000円でございます。未熟児養育の医療費助成等でございます。

8 款消防費、1 項消防費、5 目災害対策費、補正額432万6,000円で、財源内訳は全て一般財源でございます。台風災害等の警戒配備に係る職員の時間外勤務手当、管理職特別勤務手当でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、補正額12万円の増、未熟児養育医療給付費負担金でございます。

1 5 款府支出金、1 項府負担金、1 目民生費府負担金、補正額6万円の増、未熟児養育医療給付費負担金でございます。

1 8 款繰入金、2 項基金繰入金、3 目財政調整基金繰入金、補正額479万6,000円の増でございます。

9 目公共施設等整備基金繰入金、補正額604万5,000円の増でございます。

2 0 款諸収入、4 項雑入、2 目雑入、補正額3,000円の増で、未熟児養育医療給付費負担金でございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第54号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決する

ことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第54号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第54号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、議案第55号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第55号は、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてでございます。

各種行政委員、村長の附属機関の委員等につきましては、平素より村政運営に御尽力をいただいております。報酬につきましてはそれぞれの委員の職務内容、職責等に応じた報酬額を定めております。

さて、監査委員の活動状況についてでございますが、昨年度の不適正な会計処理を踏まえ、今年度からは監査の充実強化を図るため、月に3回実施いただいております。行政委員等の報酬は、先ほども申し上げましたとおり、職務内容、職責等に応じて報酬額を定めておりますが、このたび監査委員の活動が急増したため、また他の行政委員との報酬バランスも大きく欠いたことにより、活動実態に応じた報酬額の見直しを図るため、条例の改正議案を提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第55号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第5、議案第56号千早赤阪村職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第56号は、千早赤阪村職員の退職管理に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、地方公務員法第38条の2及び38条の6の規定に基づき、再就職者による依頼等の規制等に関する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第56号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第6、議案第57号災害による被災者に対する村税の減免に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第57号は、災害による被災者に対する村税の減免に関する条例の一部改正でございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律により、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、村民税における控除対象配偶者の定義が変更されたことに伴う規定の整備による改正でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第57号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第7、議案第58号千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第58号は、千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

本議案は、国家戦略特別区域法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第58号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第8、議案第59号金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第59号は、金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例の制定についてでございます。

本議案は、本村における環境問題に対応し、村にかかわる全ての人の参画と協働により、村の恵み豊かな環境を守り、次世代に引き継ぐことを目指すために条例の制定をお願いするものでございます。平成29年3月議会において、環境保全条例の制定を求める請願が採択され、本村の優先課題の一つとして、副村長をチームリーダーとして7名から成るプロジェクトチームを立ち上げ、鋭意取り組んでまいりました。住民21名から成るワ

ークショップを計3回開催し、村の環境問題についてパブリックコメントも含め、多くの住民の皆様から御意見をいただき、また条例検討委員会では、法律や環境問題など、各方面の有識者の方々に熱心に議論いただいた結果、予定した回数をふやし、計5回の委員会を開催いたしました。

条例の内容につきましては、村の環境や問題、参画と協働の考え方について記載した前文、基本理念や村、村民等、事業者の責務について規定し、参画と協働による施策のために、村民の皆様からの御意見をいただくことや自発的な活動の促進についても規定しています。

また、生活環境の保全として、村から事業者への説明会等の開催要請や村外で実施される事業への対応、広域的な公害防止について関係行政機関との連携を行うなど規定しています。

さらに、空き地や空き家を含む土地等の適正な管理、不適正なものに対する立入調査、指導、勧告についても定めており、従来より課題となっている不法投棄や飼い犬などの問題についても定めています。

また、本村の特色でもある豊かな自然環境や歴史的及び文化的環境の保全についてなど、多岐にわたって指定しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議員 検討委員会で検討されてできた結果だと思うんですけど、広報にも載っていましたが14条以降にあります、周辺住民等と真摯に協議し、その意見を反映し十分な理解を得るように努めなければならないという言葉があるんですけど、聞いたところによると、同意を得るようにしてほしいという意見も多数あったように聞いておりますが、最近にはそういう文言ができたわけなんですけど、それに至る、簡単で結構ですので、経緯を教えていただければと思います。

以上です。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 議員おっしゃっておられるとおり、住民説明会のときもパブリックコメントの意見でも十分な理解がなく、住民の同意を求めなければならないという御意見が大半を占めておりました。それで、村のほうでも環境条例検討委員会等、専門の先生もおられますので、そのあたりは検討いただいております。

また、住民のワークショップの代表の方にも来ていただいております、3名出席されて意見

をいただいております。その中で、他方で許可権限を有しているものに対して、必ず住民説明会を開催しなければいけないというような上乘せ横出しの条例は違法に近いというようなことございますので、今回このような形になっております。

それとまた、住民さん3名の検討委員会の意見でございますけども、必ず住民からの理解を求めるじゃなくして、同意を求めるということになれば、最終的に地区の区長であるとか自治会長であるとか、その辺の判こ、印鑑であるとか、そういうことになるということで、なかなか個々であるとか、自治会長さんがしんどい思いといいますか、その辺難しいところがあるので、という意見もございましたので、今回こういうふうな形で上程させていただきます。

以上です。

○井上議員 ありがとうございます。

○田中議長 いいですか。

○井上議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第59号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第9、議案第60号千早赤阪村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第60号は、千早赤阪村過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

本議案は、平成30年度の事業実施に伴い、本村の過疎地域自立促進計画において事業名の追加及び事業費の増減が生じたため、過疎地域自立促進特別措置法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、大阪府知事との協議につきましては、平成30年8月27日付で協議が調い今回の提案となったものでございます。

よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第60号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第10、議案第61号業務委託契約（千早赤阪村くすのきホール等ESCO事業業務委託）の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第61号は、千早赤阪村くすのきホール等ESCO事業委託契約の締結についてでございます。

本議案は、本村の施設の老朽化した設備への対応や省エネルギー効果に対応した事業を進めるに当たり、大和エネルギー株式会社と契約を締結するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○田中議長 詳細説明を幸人事務課地域戦略室課長。

○幸地域戦略室新庁舎・大規模改修担当課長 本議案は、村用施設の老朽化した建築設備を更新していくに当たり、省エネルギー化及び省CO₂化に対応した事業を進めるに当たり、大和エネルギー株式会社と契約を締結するものでございます。本事業は、昨年8月に民間事業者へ提案公募を行い、同年10月に3つの事業者より提案を受け付けました。この提案を学識経験者等4名の委員で構成する千早赤阪村ESCO提案審査会に諮り、大和エネルギー株式会社、大和ハウス工業株式会社のグループを最優秀提案者として選定いたしました。その後、提案に基づき対象施設の詳細な省エネルギー診断、改修工事計画の立案を行い、本村との間で協議が調ったことから契約締結するものであります。

この契約の内容は、施設の電気、空調設備の改修工事などの設計、施工管理業務、その後の省エネルギー設備の維持管理の実施、電気料金削減効果の検証、運転管理指針の作成と指針に基づく助言等の委託業務の実施であります。対象施設につきましては、くすのきホール、郷土資料館、保健センター、学校給食センター、B&G海洋センター、いきいきサロンくすのきの計6施設でございます。契約金額は、平成30年度の設計施工、工事監理委託料2億2,016万9,880円、並びに平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3カ年における定期点検、計測検証サービス委託料583万2,000円

で、総額2億2,600万1,880円でございます。

なお、今回の改修工事では各施設を運営しながら空調設備の更新を予定しており、空調の中間期に当たる9月下旬ごろより工事開始を予定しております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第61号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第61号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第61号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、行政から災害復旧の補正予算についての先議の申し出があり、議案が提出されました。

お諮りいたします。

議案第72号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第6号)についてを日程に追加し、追加議事日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いません。これに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第72号平成30年度千早赤阪村一般会

計補正予算（第6号）についてを日程に追加し、追加議事日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

しばらくお待ちください。

~~~~~

○田中議長 お待たせしました。

追加議事日程第1、議案第72号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第72号は、平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1,452万3,000円を追加いたしまして、予算総額を36億8,676万8,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、台風21号による倒木撤去や暴風により破損した旧千早小学校グラウンドフェンスの撤去などの経費を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を柏原人事財政課長事務代理。

○柏原人事財政課課長代理 それでは、議案第72号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

13款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、428万3,000円の増、全て一般財源で、倒木撤去費用委託料301万9,000円、カーブミラー、道路標識などの復旧工事126万4,000円でございます。

3項文教施設災害復旧費、1目文教施設災害復旧費、補正額324万円の増、全て一般財源で、旧千早小学校のグラウンドフェンス復旧工事でございます。

4項社会福祉施設等災害復旧費、1目社会福祉施設等災害復旧費、補正額700万円の増、全て一般財源で、こちらはげんき保育園ののり面が一部崩壊した原因を緊急に調査するための委託料でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入でございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,452万3,000円の増で、前

年度繰越金でございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 こちらはげんき保育園ののり面が崩壊調査費用、もう少しその辺について詳しい説明をいただけますでしょうか。

○田中議長 日谷課長。

○日谷施設整備課長 この保育園ののり面崩壊調査業務委託料でございますけども、先般の台風の影響で、げんき保育園の園庭の東側ののり面のほうが、幅が約30メートル程度、先般の台風の影響で崩落しております。現在は、園児に危険が及ぶことのないように、園庭の使用を中止していただいた運用をしていただいているわけですが、こちらの状況につきまして、園庭のみならず、園舎を含めまして土地全体の形状、そういったものを専門家の目を見て、きちっとどういう工種対応でやるべきなのかというところを調査していただくべく、この委託料を計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 調査終了までは、園庭が使用不可ということですか。それとも、しばらくの間は園庭は使用不可になるということなんですか。

○田中議長 尾谷参事。

○尾谷健康福祉課参事 一応、その保育園の判断をいただくことになるかと思いますが、やはり危険な部分というのは回避いただく必要がございますので、またこの後も、今雨も降っておりますので、また職員も現場に赴いて状況も確認はさせていただくことになるかと思いますが、そこは保育園のほうと十分協議して運用に対しては対応いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 4日の台風の後の即対応していただいたということで、ありがたいことなんですけれども、今ののり面の崩壊部分についてですけれども、これは崩壊の調査の業務委託料、調査のみの費用で700万円の予算で、もしこれが工事が必要、多分それは必要ということになるかと思っておりますけれども、そのときの費用も今後どれぐらいかかるのか。

私は、この調査の委託料だけでこれだけ要るのかということで驚いているんですけども、その点の今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○田中議長 尾谷参事。

○尾谷健康福祉課参事 非常に現地のほうが、土地の形状的に見ましても、すぐに重機が入れるような場所でもございませんでして、また災害復旧という対応でできるのかどうか。そういった工種の選定も含めて検討しなくてはならないということで、もちろん短期間に早急に対応しなくてはいけないんですけども、やはり現状から見まして、専門家の目できちっとした複数の提案もいただいた上で選定していかないといけないということをお断りさせていただきまして、単純に現況復旧だけで済むものかどうなのかということも悩ましいところがございますので、そういったことも含めて専門家の方に見ていただくような形で、今回業務委託という形で上げさせていただいたところがございます。

ただ、やはり短期間での判断でございましたので、700万円という金額、非常に高い金額というふうにお感じになられてると思いますが、現状これだけの金額であれば、ある程度の最大限の調査、また復旧に関する工種の提案等もできるのではないかとということで、急遽見積もりさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 何よりも、子どもたちの安全確保が優先されるかと思っておりますので、園庭使用中止ということについては正しいことかと思っております。しかし、これだけ日本列島全てで災害が起こる中で、こうした費用につきましても、国自体が大変なことになりまして、どうなるのかという不安がある中ですが、今後工事の費用につきましても、その辺が国のほうも注視しながら、できるだけそうしたところの費用も活用できるのであれば、そうやっていただきたいなど、これはお願いです。

それからもう一つ、道路橋梁災害復旧費についてでございますが、これも倒木によって電線とか電話線、今にもこけそうなところもみんな感じておられると思いますが、ここで改めて指示をするまでもなく、職員の皆さんが巡回に当たっていただいて、ここが危ないとかというようなところも全て復旧のために予算組んでいただいているんですよ。例えば、私たちのほうから来ます小吹のほうには、もう今にも落ちてきそうなところもございますし、小吹の地区の中にもそうしたところもあります。その点は、十分職員の皆さんが巡回していただいて、把握していただいているかと思っておりますが、その辺の状況も、簡単で結構ですので、把握してるということであれば結構ですので、御報告いただけたらと思います。

○田中議長 日谷課長。

○日谷施設整備課長 今回の台風21号によりまして、かなり村内、村道で倒木が多数ありました。村道で言いますと、17路線程度倒木がありまして、職員で撤去できる部分は撤去しましたし、大木の場合は職員はできませんので、業者委託してというようなところもあります。先生御指摘のとおり、電線にひっかかっているところ等も多々ありました。その点につきましては、電線の場合はNTTあるいは関西電力の電線というものもあるかと思えますけれども、なかなか電線にひっかかっている分はこちらのほうで撤去するというのは、なかなかまたさらにその電線を切ってしまうと、停電がさらに広がるとかというようなこともございますので、当然関電柱については関西電力、NTTについてはNTTのほうに全て現場の電柱の番号を調べまして報告をして、すぐに撤去していただくように報告はしております。現状としては、そういう状況でございます。ただ、関西電力とNTTもかなり倒木がありましたので、なかなかすぐにちょっと対応できている部分が、ある部分とできていない部分もあろうかと思えますけれども、その辺はできるだけ早期にさせていただくように、要望等も行っているところでございます。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 4日の昼の台風発生以降、その日は深夜にまで職員の皆さん努力していただきまして、本当にありがたいなと思っております。また、村長、副村長は関電へ直接出向いていただいて、地域柄高齢者がおるので、できるだけということを要望も言っていただいて、それなりの対応もしていただいたように思います。本当にこれから、きょうの雨もありますので目を離せないところもありますけれども、お忙しい中ではありますけれども、安全確保のため、どうぞよろしく願いいたします。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第72号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第72号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第72号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第72号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩を行います。

11時10分から再開いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第11、議案第62号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

ここで、先ほど議案第72号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第6号)についての議案が可決されたことにより、本議案につきましては補正前の額及び補正後の額に変更が生じております。行政よりお手元にお配りいたしております修正案を参照してください。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第62号は、平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1億5,105万6,000円を追加いたしまして、予算総額を38億3,782万4,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、人件費につきましては7月採用の新規職員の人件費などでございます。そのほか平成29年度繰越金確定に伴い、財政調整基金及び村債管理基金への積み立てや各種国庫負担金などの返還、公共施設の大規模改修に向けた実施設計委託、新庁舎建設に係る別館等の撤去工事などの経費を補正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第62号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

~~~~~

○田中議長 日程第12、議案第63号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第63号は、平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

事業勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1,483万9,000円を追加いたしまして、予算総額を9億1,366万7,000円とするものでございます。

内容でございますが、システム改修や一般被保険者に係る療養給付費等国庫負担金の前年度における精算返還金など、増額補正するものでございます。財源につきましては、システム改修は府支出金、精算返還金は繰越金を充てるものでございます。

診療施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ426万7,000円を追加いたしまして、予算総額を3,219万4,000円とするものでございます。

内容でございますが、平成29年度千早赤阪村国民健康保険診療所運営事業助成金を補正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第63号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第13、議案第64号平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第64号は、平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

本議案につきましては、歳入歳出それぞれ557万9,000円を追加いたしまして、予算総額を6億7,725万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、千早赤阪村非常勤嘱託員の報酬等に関する条例施行規定の改正に伴う賃金の増額及び平成29年度の介護給付費及び地域支援事業等の確定に伴う国庫、府負担金並びに支払基金への精算返還金の増額でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第64号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第14、議案第65号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第65号は、平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1,013万3,000円を追加いたしまして、予算総額を8,094万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、金剛山ロープウェイの駅舎及び鉄塔の耐震化調査及びロープウェイ河川下の支障木の伐採とロープウェイ専用水道の原水取水量から揚水施設への原水の送水管の改良工事を実施するもので、その財源としてロープウェイの営業収入の増を見込むとともに、財政調整基金繰入金を充てるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第65号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第15、報告第4号平成29年度健全化判断比率についてから議事日程第22、議案第71号平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの報告2件及び決算認定6議案を会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

監査委員を代表して監査結果報告をお願いいたします。

山形監査委員。

○山形議員 それでは、平成29年度監査意見書として報告させていただきます。

平成30年8月3日、6日、平成29年度の各決算にあわせ健全化判断比率及び資金不足比率の審査を行った。各項目に若干の係数移動があるが、財政健全化判断比率の基準内であり、いずれも適正なものと認めた。なお、監査委員の合議により、以下の意見を付す。

一般会計。

歳入総額37億6,500万円となり、前年度対比4億1,300万円、12.30%の増となり、その収入割合では村税が14.12%、地方交付税が36.85%となり、依然交付金依存度が高い状況である。

一方、歳出総額は36億200万円となり、前年度対比3億8,400万円、11.93%の増となり、その執行割合は総務費が32.66%、民生費が21.32%、公債費が10.20%である。歳出の主な項目では、総務費が公共施設等整備基金積立金5億円、衛生費で大阪広域水道企業団負担金9,000万円、商工費で観光事業特別会計の繰出金4億3,000万円や景観向上整備事業費2億3,000万円、文化遺産・観光トイレフレッシュ事業費2,300万円、災害復興費の道路橋梁災害復旧工事3,200万円等が増の原因である。

その結果、実質収支額は1億2,000万円となり、前年度対比10.92%の減となっている。積立金現在高は22億1,200万円で、前年度比1億2,900万円の増となった。

経常収支比率は85.0%で、昨年度の84.9%に対し0.1%の悪化である。

主となる事業が行われていない中での交付金の依存度が高く、人口減少が続く中での村税が前年度比400万円の増となったことは明るい材料と言えるが、今後の整備投資を控

えている現状で、村の財政状況は楽観視できるものではない。特に、過疎債のソフト事業への充当が経常収支比率に影響しているため、特別措置適用期限が終わった後も視野に入れた財政運用を行うよう努められたい。また、一般会計から特別会計に対する収支不足額の財源支援については、収支不足額を改善するため、経営努力を求めたい。

各課における事業計画については、その計画案作成時において熟慮を重ね、そして事前調査を念入りに行い、費用対効果を求めなければならない。

次に、健全化判断比率の状況を見ると、実質公債費比率が9.4%、前年10.2%となり改善している。また、前年度マイナス14.6%の将来負担比率も、当年度はマイナス25.9%と問題なく推移しているが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は悪化している。

次に、特別会計。国民健康保険事業勘定会計。

歳入総額11億100万円で、前年度比2,500万円、2.36%の増となり、主な要因として国民健康保険料が前年度比3,200万円の24.77%、前期高齢者高齢者交付金が前年度比6,700万円、18.91%、及び繰越金の増によるものである。

歳出総額は10億6,100万円で、前年度比1,700万円、1.61%増となり、主な要因は総務費700万円、96.94%、諸支出金が2,600万円、707.31%となっている。

基金積立金は1億4,300万円となり、取り崩しは1,000万円であった。

高齢化率も43.94%で前年度比42.59%と高く、今後も増加傾向が続くため、基金残高を一定維持しつつ、高額医療費負担や保険料安定化の資金として有効活用されたい。また、保険料の滞納整理の努力はされているが、保険料の約2,000万円が収入未済額として計上されているので、今以上の滞納整理に努力されたい。

国民健康保険直営診療施設勘定会計。

歳入総額、歳出総額とも4,200万円で、前年度比246.59%の増である。受診者数は3,656名で、前年度比2,367名の減である。診療所の活用には地域差があるが、指定管理者、医師の交代によるものと推察される。特定健診をさらに勧め、地元診療所の役割を果たされたい。

次に、介護保険会計。

歳入総額6億7,900万円で、前年度比1.21%増、歳出総額6億4,400万円で、前年度比0.16%減である。今後も保険料給付費の増加が予想されるが、安心して必要な介護が受けられるように傾注されたい。

次に、後期高齢者医療会計。

歳入総額1億700万円、前年度比9.92%増で、歳出総額1億700万円、前年度比10.08%増である。被保険者数は増加傾向にある。今後自身の健康維持管理に意識を向けてほしい。

下水道事業会計。

歳入総額2億1,800万円、前年度比7.42%の減、歳出総額2億1,800万円、前年度比4.27%の減である。整備計画面積371ヘクタールのうち55.0%を整備完了した。供用開始区域の普及率は75.9%であり、供用開始面積の効率活用を、また合併浄化槽の普及にも努力されたい。

最後に、金剛山観光事業会計。

ロープウェイ利用者数は10万8,956人で、前年度比4,011人の減であるが、特に1月、2月の季節要因と台風による利用運行日数が影響している。ロープウェイ事業関係収入は6,900万円で、前年度比7.02%の増加である。香楠荘の利用状況では、宿泊収入では13.80%減、食堂収入で0.14%の増である。観光事業の歳入、歳出は700万円の黒字であるが、将来かなりの設備改修資金が予定されていることから、財源確保を十分検討することが望まれる。また、指定者管理制度を導入しているが、利用者数の増加を図る策も一考されたい。

以上、平成30年8月24日、監査委員笠末正武。同、山形研介、同じく藤進。

以上であります。

大変心苦しい説明になりましたけど、御了解ください。ありがとうございました。

○田中議長 次に、報告第4号平成29年度健全化判断比率について及び報告第5号平成29年度資金不足比率についての報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 ただいま一括上程されました報告第4号及び報告第5号、平成29年度健全化判断比率並びに資金不足比率の報告についてでございます。

本件につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び22条第1項の規定により御報告いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○田中議長 詳細説明を柏原人事財政課長事務代理。

○柏原人事財政課課長代理 それでは、報告第4号平成29年度健全化判断比率及び報告第5号平成29年度資金不足比率について御説明を申し上げます。

まず初めに、報告第4号の平成29年度健全化判断比率について、公表が義務づけられ

ております4指標について御説明をいたします。

それぞれの指標が算定されていない場合につきましては横バーで表示しております。また、括弧内の数字につきましては早期健全化基準を記載しております。

それでは、それぞれの指標の算定結果を御説明いたしますので、3枚目の裏面、総括表2をごらんください。

まず、実質赤字比率でございますが、これは一般会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。決算額は黒字となりましたのでマイナス6.11となっております。これは黒字ということを示しております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは全会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。全会計とも赤字がなく連結実質赤字比率はマイナス10.26となり、赤字が算出されていないので前ページ総括表の1、実質赤字比率と連結実質赤字比率は横バーで表示を記載しております。

次に、4枚目の総括表の3、中段右端の実質公債費比率でございます。これは地方債の元利償還金や一部事務組合等が地方債に充てたと認められる分の負担金等の標準財政規模に対する比率でございます。過去3年間平均をしたもので、比率としまして9.4%となり、昨年度の比率10.2%より8%改善をいたしました。この比率が18%以上の場合には起債発行の許可団体となり、25%以上となれば早期健全化団体となりますが、これにつきましても基準内でございます。

最後のページの総括表の4、将来負担比率は将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。地方債の残高、公営企業会計の地方債の元金に充てる一般会計からの繰入金見込み額、また退職手当の将来負担見込み額などを計算したもので、比率としましてマイナス25.9%となり、赤字が算出されていませんので、前ページ総括表1、将来負担比率は横バーで記載をしております。早期健全化の基準が350%となっており、これにつきましても基準内でございます。

結果としまして、4指標いずれの比率につきましても早期健全化の基準を超えなかったということでございます。

続きまして、報告第5号平成29年度資金不足比率について御報告を申し上げます。

これは、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率でございます。下水道事業特別会計、金剛山観光事業特別会計のいずれの公営企業につきましても資金不足が発生していないということで、資金不足比率は算定されないことから、いずれも横バー表示となっております。

以上、簡単ではございますが御説明といたします。

○田中議長 これより報告第4号及び報告第5号に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第66号から議案第71号の決算認定6議案について提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 ただいま一括上程されました議案第66号から議案第71号は、平成29年度千早赤阪村一般会計及び各特別会計につきまして、決算認定をお願いするものです。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る8月3日、6日の2日間にわたり決算監査をお願いいたしました。その結果につきましては、ただいま監査委員を代表して山形議員より報告いただいたとおりでございます。

細部につきましては、後ほど別冊の平成29年度決算概要実績報告書で説明いたしますが、私のほうから総括的な説明を会計ごとに申し上げます。

まず、議案第66号一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入合計が37億6,539万4,000円、歳出合計が36億240万3,000円で、差し引き1億6,299万1,000円は翌年度へ繰り越すものでございます。

まず、歳入についてでございますが、村税は、前年度と比較し357万9,000円、率にいたしまして0.68%増加し、5億3,166万6,000円となりました。主な要因は、法人税割額の増によるものでございます。

次に、地方交付税でございますが、特別交付税は1万1,000円ふえましたが、普通交付税については944万円減少し、総額では0.68%減の13億8,743万2,000円となりました。

次に、国庫支出金は、臨時福祉給付金や前年度活用いたしました地方創生加速化交付金などの減少により、1億8,774万2,000円となりました。また、繰入金でございますが、本年度はふるさと応援寄附金や公共施設等整備基金創設に伴う財政調整基金の繰り入れを行ったことにより、5億2,800万円となりました。

村債は、一般会計出資債が2,490万円ふえたことなどにより、全体で3,667万5,000円の増加となりました。

一方、歳出につきましては、まず総務費でございますが、ふるさと応援寄附金が減少となったことにより、それに伴う委託料も減少しましたが、新たに創設した公共施設等整備基金への積み立てを行ったことなどにより、総額では前年度と比べ28.55%増の11億7,682万8,000円となりました。

次に、衛生費は、大阪府広域水道企業団への負担金や国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金などがふえたことにより、前年度と比べ54.19%増の3億3,316万2,000円となりました。

次に、商工費は、金剛山観光事業特別会計への繰出金や景観向上整備事業、文化遺産観光トイレリフレッシュ事業などがふえたことにより、前年度と比べ43.08%増の1億3,647万8,000円となりました。

また、災害復旧費は、台風21、22号豪雨により被災した施設等の復旧事業を行ったことにより、4,977万1,000円となりました。

以上が歳入歳出の概要でございますが、決算収支の状況といたしましては、実質収支では黒字を堅持したものの、公共施設等整備基金を新たに創設したことにより、単年度収支及び実質単年度収支は赤字となりました。また、自治体の財政状況を示す4指標に当てはめても、実質赤字比率や連結実質赤字比率は黒字決算のため該当せず、実質公債費比率は前年の10.2%から9.4%に改善されており、将来負担比率についても前年度と同様にマイナスとなるなど、本村の財政状況は現時点ではおおむね健全な状況となっております。

しかしながら、その一方で村税などの自主財源は乏しく、地方交付税や国府支出金などの依存財源に頼らざるを得ない状況が続いており、また今後、生産年齢人口の減少に伴う税収減や庁舎建設、老朽化した各公共施設の大規模改修などの費用が発生することから、決して楽観視できるものではありません。引き続き行財政改革に取り組むとともに、選択と集中による事業展開を行ってまいり所存でございます。

以上が一般会計の決算概要でございます。

次に、議案第67号平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要でございますが、まず事業勘定の歳入決算額は11億74万8,000円で、対前年比2.36%の増、歳出決算額は10億6,063万9,000円で対前年度比率1.61%の増、差し引き4,010万9,000円は翌年度へ繰り越します。

歳入の主な増は、国民健康保険料38万3,200円の繰り入れ等、4,198万3,000円でございます。

歳出では、総務費が3,628万1,000円で、老朽化した医療機器の更新に伴う助成金や運営交付金等の増によるものでございます。受診者につきましては3,656人で、前年度と比較し2,367人、39.3%の減でございます。

次に、議案第68号平成29年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

歳入の決算額は6億7,885万9,000円で、前年度と比較して810万7,000円で、1.21%の増でございます。歳出は6億4,411万8,000円で、前年度と比較し106万4,000円、0.16%の減となりました。差し引き3,484万1,000円につきましては翌年度に繰り越します。

主な内容は、歳出では、支出の88%を占める保険給付が前年度と比較しまして2,631万6,000円減となりました。歳入では、前年度繰越金などにより810万7,000円の増となりました。

次に、議案第69号千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

歳入決算額は1億712万4,000円、歳出決算額は1億695万3,000円で、差し引き17万1,000円は翌年へ繰り越します。

歳入の主なものは、保険料が8,530万円、一般会計繰入金2,051万6,000円などでございます。

歳出は、事務費経費として総務管理費118万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金が1億568万1,000円などでございます。

議案第70号平成29年度千早赤阪村下水道事業特別会計決算概要でございます。

歳入歳出決算額は、それぞれ2億1,783万3,000円でございます。

歳入決算額の主な内容でございますが、分担金及び負担金が103万8,000円、平成29年度供用を開始した桐山地区、二河原辺地区の一部0.93ヘクタールなどに対する分担金及び受益者負担金でございます。下水道使用料は5,049万6,000円、国庫補助金として1,460万円、一般会計から繰入金1億98万円、諸収入として219万8,000円、村債で4,080万円、繰越金が772万円でございます。

次に、歳出については、下水道総務費は1,837万1,000円で、人件費、使用料徴収事務委託料などが主なものでございます。下水道建設費は5,888万7,000円で、人件費で1,031万7,000円、汚水管渠布設工事などで3,269万7,000円、うち繰越明許分で495万3,000円、汚水管渠布設工事後舗装本復旧工事で996万9,000円、うち繰越明許分で846万7,000円が主なものでございます。下水管管理費は3,918万1,000円で、施設維持管理委託料及び流域下水道維持管理負担金が主なものでございます。公債費は1億139万4,000円でございます。

なお、平成29年度末までの整備面積は204.17ヘクタールで、全体計画面積371ヘクタールのうち55%を整備いたしました。普及状況では、供用開始区域内人口は4,049人となり、普及率は75.9%、水洗化率は87.6%となりました。

次に、議案第71号平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計決算の概要でございます。

歳入決算額については、索道事業収入、繰越金、指定管理者納付金の諸収入、一般会計及び財政調整基金からの繰入金、村債及び基金の利子である財産収入で、1億4,205万1,000円でございます。

歳出決算額につきましては、総務費、観光事業費、公債費及び諸支出金で1億3,469万4,000円でございます。観光事業のうち索道事業費については、施設整備関係で曳索、平衡索の交換、搬器の補修と毎年実施している主要設備の点検を行いました。また、金剛山ロープウェイ専用水道の膜ろ過設備ほか改修及び老朽化対策の関連工事を行いました。歳入から歳出の差し引き735万7,000円は翌年度へ繰り越します。

以上が一般会計及び各特別会計の平成29年度歳入歳出決算でございます。

よろしく御審議をいただき、御認定いただきますようお願いいたします。

○田中議長 これより6議案に対する総括質疑に入ります。

山形議員。

○山形議員 平政会を代表して総括質問をさせていただきます。

平成29年度決算を踏まえ、今後の村財政の見通しについてお伺いいたします。

平成29年度一般会計は、実質収支1億1,900万円の黒字であるが、今後人口減少や少子・高齢化等による歳入見込みの減額や、庁舎建設を初めとする各種公共施設の維持補修等の歳出増加が見込まれるが、今後10年間の収支見込みをどのように考えているのか。また、国民健康保険直営診療所、下水道特別会計等への一般会計からの赤字補填に対する繰入金の今後の見込みと対応は。

次に、村観光事業に対し、村長は道の駅の積極的なPRを初め、観光サイン看板の設置、台湾へのPR活動などを行ったが、総額で観光関連の費用は幾らぐらいで、効果がどの程度あったかと思うのか、今後の効果にどのような形で継承していくのか。

最後に、観光事業の中心となる金剛山ロープウェイ、香楠荘について、施設老朽化により今後の改修計画、また村営を続けていくことについて村長の考えを伺います。

なお、詳細については各委員会において同僚議員が質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○田中議長 松本村長。

○松本村長 それでは、総括質疑について御答弁申し上げます。

今後10年間の収支見通しについてでございますが、歳入では自主財源である村税は、総人口及び生産年齢人口の減少により今後も人口減少が予想されることから、減収になる

見通しです。また、本村の財政運営に最も影響のある地方交付税は、人口減少により基本的部分の交付税額は減少する見通しですが、過疎地域対策に要する財源措置等があることから、おおむね同水準で推移するものと考えております。

歳出でございますが、新庁舎建設や既存の公共施設の大規模改修、認定こども園の開園など建設事業費の増加や、扶助費を初めとする社会保障関係経費の増加、過疎対策事業債の償還など経費の増加が見込まれ、厳しい財政運営を余儀なくされる状況となります。単年度収支で不足する財源につきましては、財政調整基金や公共施設整備等基金を活用しながら積極的に行財政改革に取り組み、10年後においても収支均衡を図ってまいります。

次に、特別会計への繰入金についてでございますが、国民健康保険診療所は、本村のような過疎地域の地域医療を守っていくためには損失補填はやむを得ないと考えておりますが、少しでも繰り入れを減らすよう地域医療振興協会と村が連携し、経営改善に努めてまいります。下水道事業につきましても、本村の地形上、経営効率が非常に悪いことから、一定の損失補填はやむを得ないと考えますが、繰入金を減らすためにも自主財源である受益者負担金や下水道使用料の確保に努め、堅実な経営を推進してまいります。

次に、村観光事業についてでございますが、観光関連経費の平成29年度決算額は、景観向上整備事業など観光費、企画事務費の一部及び金剛山観光事業特別会計で、2億4,600万円でございます。楠木正成関連施設について説明する看板を設置したり、花壇を美しく美化したトイレを改修したり、ハード面の整備を進めました。こうしたハード面をもとに、今後はソフト面の充実を図ることで、観光客の受け入れ増につなげたいと考えております。

効果の検証につきましては、例えば金剛登山者数はロープウェイ、香楠荘利用者のほか、錬成会の登録者数から推測するなど概略の数字しか知り得ませんでした。今後は登山者数調査をするなど明確な数値を計測する手法を考えていきたいと考えております。また、道の駅の来客者、売り上げの把握に加え、利用者アンケートをとり、満足度を調査しているところでございます。ロープウェイ、香楠荘の老朽化につきましては、ロープウェイは設置後50年が経過しており、この9月議会において耐震診断の補正予算を上程させていただきました。耐震診断の結果も踏まえ、今後の改修計画や運営方法を検証していきたいと考えております。また、香楠荘は大阪府財産を借り受け営業しておりますが、電気設備等老朽化により修繕が必要な箇所も多く、その運営について大阪府と協議の場を持っていきたいと考えております。税収も落ち込む中、本村の財政規模で自治体がロープウェイや宿泊施設を運営することはリスクも大きく、平成31年度には基金も底をつく状態となることから、民間譲渡も含め今後のあり方を議会と議論していきたいと考えております。

す。

以上、答弁といたします。

○田中議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 それでは、決算認定について総括質問をさせていただきます。

まず初めに、財政見通しについてでございます。

平成29年度決算の概要は、今も報告がございましたように一般会計の実質収支は1億1,969万6,000円の黒字となっています。また、健全化判断比率などでは、公債費比率は平成28年度10.2から9.4に縮小されました。将来負担比率は、平成27年度4.4%に改善され、平成28年度からは算定されない率になっており、健全化を維持しているものと判断されます。また、一般会計の積立金残高は新たに公共施設整備基金5億円など含め22億1,199万1,000円で、対前年比1億2,933万円の増加となっています。

こうした指標から見ると、一時期の財政状況からは安定していると見えます。しかし、平成30年度から過疎債の償還が始まる中で、村は新庁舎建設、認定こども園の設置、診療所関係の財政負担、金剛山ロープウェイ耐震工事など、多額の財政負担が予想されます。今後の村の財政についてどのような見通しを持っておられるのか、お伺いいたします。

2つ目に、小売店舗等開業事業について伺います。

小吹台の弁当屋の開業から閉店に至る経過について、買い物弱者への補助として計画された事業でありましたけれども、当初より村の補助事業に該当するのか、村内に弁当屋が必要なのか、特に小吹台地域に弁当屋を求める声があるのか、地域のニーズに全く合っていないことなどを指摘してきました。また、事業者として地域に弁当屋を求める声があるのかなど、地域の環境を調べることも行っておりません。店舗開設に当たり、近隣への周知や近隣への挨拶もなかったなど、問題が多くありました。

このような事業者の申請から交付決定までの日数が余りにも短く、業者の経営計画など調査されているのかなど、疑問が残ります。村の対応の甘さを改めて指摘をいたします。そして、300万円の補助金についてはきっちりと返還してもらう必要がありますが、その手だてについてお伺いします。

次に、新庁舎建設事業についてであります。

建設予定地の境界明示が確定しない中、ようやく建設に向けて空調設備の故障などで前倒しで引っ越しが行われ、新庁舎の大枠は決められました。しかし、具体的な設計はこれ

からです。設計に当たっては、何よりも住民が利用しやすく設計すること、さらにシンプルなかにも職員が住民の奉仕者として快適に仕事ができるように、各課の意見も十分取り入れる必要がありますが、こうしたことを含めて今後の計画を伺います。

最後に、診療所の運営についてであります。

平成29年度は、指定管理者が変更になった最初の年度となりました。診療所の医師がかわることによる患者の減少は見込んでいるものの、予想以上の赤字となり、ことし3月議会では赤字補填として300万円が計上されました。経営改善に向け、ことし4月から医師の交代、またことし6月議会には患者送迎用の車購入費と送迎委託費など300万円が補正されました。今後、診療所運営に関し、赤字補填や改善に向けた村負担など、どれだけ増加するのか心配されます。平成29年度の赤字は幾らになるのか伺います。

また、私は6月議会で振興協会に対して赤字補填を求めるべきことを要望しましたが、振興協会への働きかけの結果、どのようになったのか、また今後の見通しなどについてお伺いをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○田中議長 松本村長。

○松本村長 総括質問について答弁いたします。

今後の財政収支見通しでございますが、自主財源である村税は人口減少等により減収となる見通しですが、地方交付税については過疎対策に要する財源措置等があることから、おおむね同じ水準を推移する見通しでございます。

歳出ですが、今後新庁舎建設や既存の公共施設の大規模改修、認定こども園の開園、扶助費を初めとする社会保障関係経費や特別会計への繰出金の増加などが見込まれ、厳しい財政運営を余儀なくされる状況となりますが、企業誘致などによる税収の増加を図り、自主財源の確保に努めるとともに、財政調整基金等を活用しながら、積極的に行財政改革に取り組み、収支均衡を図ってまいります。

次に、小売店舗等事業についてでございますが、弁当屋は村の補助事業に該当するのか、地域のニーズに合っていたのかという点につきましては、千早赤阪村小売店舗等開業事業補助金交付要綱では、補助対象事業を統計法の日本標準産業分類の規定のうちで、飲食料品小売業及び飲食店と規定しており、弁当屋については飲食料品小売業として該当してまいります。開店当初は、これまでなかった弁当屋ができたことで喜んでくださる地域の方々もいらっしゃいましたが、徐々に客数も減ったようでございます。申請から交付決定までの日数が短いのではとの御指摘でございますが、平成29年7月5日に交付申請を受け、7月10日に交付決定をしております。審査は、交付要綱で規定する添付書類とし

て、補助経費の見積書、事業内容がわかる書類、開業に必要な許認可等を受けていることの証明について行いました。4月7日に開業の相談を受けてから、制度の内容等について説明を行っております。この補助金は、店舗等の開業支援のため、開店費用の2分の1を補助する制度であり、返済が前提となる貸し付けでもありませんので、経営計画等の審査につきましては、開店後の営業見込みでなく、補助金の使用内容や営業許可などに重点を置いて審査し、経営については事業内容、事業時間、定休日、販売のターゲットなどの報告を受けておりました。返還の見通しにつきましては、補助金申請者には補助金交付の取り消しと返還命令を通知し、その返還方法について協議しております。申請者は、補助金返還の意思を示しておりますが、公正証書による合意書の締結で担保していきたいと考えております。

次に、新庁舎建設事業についてでございますが、この4月から基本設計に取り組んでおり、現地建てかえに向けた引っ越しは当初12月に予定しておりましたが、別館庁舎のエアコン故障もあり、議会にも協力をいただいたことで、8月末に前倒しで実施することができました。これから具体的な新庁舎の設計を進めるに当たって、住民の利便性に最大限配慮しつつ、低廉なコストでより効率的な配置ができる庁舎建設に取り組んでまいります。

次に、診療所の運営についてでございますが、国民健康保険診療所については、昨年度より地域医療振興協会に指定管理を指定し、診療を行っているところでございます。昨年度の決算で損失額が多くなった主な要因は、医師の交代によるものが大きく、医師が交代すれば患者数が減少することは通常あり得ることですが、それに加えて医師の評判等の影響もあり、予想以上に患者数が減少し、診療収入が減となり、最終的な損失額は1,453万4,000円でございます。他の国民健康保険診療所でも、人口減少や受診者の固定化、限定化などにより損失が出ているとお聞きしております。村のような過疎地域では、地域医療を守るためにはある程度の財政負担はやむを得ないと考えております。

診療所の運営に関しては、昨年8月に振興協会に対し、医師に対する要望書の提出、9月に理事長との面談、11月には業務改善勧告の提出、以後振興協会との話し合いを重ね、今回の診療所のあり方や損失解消方法の検討を行い、その結果の一つとして、4月からは医師の交代を実現することになりました。また、昨年度損失額が多くなった原因は、振興協会側にもあるとの認識のもと、現在大枠で損失額を折半し、双方で負担する方向で調整しております。既に300万円の損失額の補填を行っておりますので、残り426万7,000円を本定例会で診療施設勘定の補正予算を計上しております。今後10月から受診時に送迎サービスを開始し、より利用しやすい体制づくりを行うとともに、地域での

診療所医師による健康講座の実施や近隣の医療機関等との連携による在宅医療の拡充、医療と介護の連携など、振興協会と村が連携し経営改善を行い、地域に密着し安定した医療の継続が図られるよう努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第66号から議案第71号までの6議案については、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第71号までの6議案については、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますが、本特別委員会は全員の議員をもって構成する特別委員会でありますので、議長からの指名を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議長からの指名を省略することにし、全員の議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、ただいま選任されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

ここで休憩に入り、研修室で決算特別委員会の開催を願い、正副委員長の互選をお願いいたします。

12時20分より再開いたします。

午後0時14分 休憩

午後0時18分 再開

○田中議長 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を事務局より報告させます。

○植木局長 御報告申し上げます。

決算特別委員会委員長に山形議員、副委員長に田中議員。

以上でございます。

○田中議長 以上のとおり互選されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

なお、決算特別委員会は9月11日午前10時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。また、議員の皆様にはこの後御参集をお願いしていましたが、時間の都合上、本日は取りやめます。あすに開催したいと思いますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

どうも皆様御苦労さまでございました。

午後0時19分 散会

平成30年第3回千早赤阪村議会定例会会議録（第3号）

1. 招集年月日

平成30年9月25日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田中博治

2番 関口ほづみ

3番 井上浩一

4番 田村陽

5番 千福清英

6番 藤浦稔

7番 山形研介

4. 欠席議員

なし

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 植木朋子

局長代理 松村典英

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長 松本昌親

副村長 清水秀都

教育長 矢倉龍男

人事財政課
課長代理 柏原美佳

理事兼地域戦略室長
上島豊

地域戦略室新庁舎・
大規模改修担当課長 幸雄一

会計管理者兼
総務課長 中野光二

住民課長 池西昌夫

健康福祉課長 菊井佳宏

健康福祉課参事 尾谷浩

健康福祉課参事 西口美和

観光・産業振興課長 北浦信行

施設整備課長 日谷順彦

施設整備課参事 増田浩志

施設整備課理事
兼災害復旧室長 城和男

理事 志摩暁

理事 藤本佳奈

教育課長 赤阪秀樹

教育課参事 蔦亜紀朗

7. 議事日程

日程第1 議案第55号 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について（委員長報告）

日程第2 議案第56号 千早赤阪村職員の退職管理に関する条例の制定について（委員長報告）

日程第3 議案第57号 災害による被災者に対する村税の減免に関する条例の

改正について（委員長報告）

- 日程第 4 議案第 5 8 号 千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 5 9 号 金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例の制定に
ついて（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 6 0 号 千早赤阪村過疎地域自立促進計画の変更について（委
員長報告）
- 日程第 7 議案第 6 2 号 平成 3 0 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 5 号）
について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 6 3 号 平成 3 0 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予
算（第 2 号）について（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 6 4 号 平成 3 0 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算
（第 1 号）について（委員長報告）
- 日程第 1 0 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正
予算（第 1 号）について（委員長報告）
- 日程第 1 1 議案第 6 6 号 平成 2 9 年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定に
ついて（委員長報告）
- 日程第 1 2 議案第 6 7 号 平成 2 9 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳
出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 1 3 議案第 6 8 号 平成 2 9 年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決
算認定について（委員長報告）
- 日程第 1 4 議案第 6 9 号 平成 2 9 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入
歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 1 5 議案第 7 0 号 平成 2 9 年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定について（委員長報告）
- 日程第 1 6 議案第 7 1 号 平成 2 9 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入
歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 1 7 議案第 7 3 号 和解及び損害賠償を定めることについて
- 日程第 1 8 議案第 7 4 号 平成 3 0 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 7 号）
について
- 日程第 1 9 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関す
る事項について

日程第 20 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 21 一般質問

午前10時00分 開議

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成30年第3回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○田中議長 日程第1、議案第55号から日程第10、議案第65号までの10議案につきましては、9月10日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

まず、総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

次に、日程第11、議案第66号から日程第16、議案第71号までの6議案につきましては、9月10日の本会議において決算特別委員会に付託しております。決算特別委員長より委員会の経過報告及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに採決を行います。

それでは、議案第55号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について、議案第56号千早赤阪村職員の退職管理に関する条例の制定について、議案第57号災害による被災者に対する村税の減免に関する条例の改正について、議案第58号千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について、議案第59号金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例の制定について、議案第60号千早赤阪村過疎地域自立促進計画の変更について、議案第62号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）の総務民生所管分について、議案第63号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第64号平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）についての9議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

山形委員長。

○山形総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る9月10日の本会議において付託を受けました議案9件の審査を行うため、9月12日午後2時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員の出席のもと開催をいたしました。

初めに、議案第55号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、本条例の改正により報酬は14万円から28万円の倍増になるとの考えとの問いに、他の委員さんの報酬バランスを考え、2倍に増額させていただいた。現在、3名の監査委員が派遣されている。そのうち議会から派遣されている委員の報酬は今までどおりで、議員報酬とも重なっている部分があるので、今のところ改正する予定はない。法律が変わり、議会からの監査委員は選出しなくてもよいようになった。今後どのようにする予定なのかの問いに、実際議会では予算の議決をする立場、監査委員は予算の執行を管理する立場という異なる立場を有している。議員が監査委員になることで、監査の独立性、透明性の確保という点について考えている。現在、大阪府では新聞報道等により、議員選出の監査委員や、やめるという話がある神奈川県葉山町で議員選出の監査委員を廃止するという地方自治体でも徐々にそのような動きになっている。村についても、議員先生とお話しさせていただき、監査の独立性、公平性、透明性について相談させていただいた結果、議員選出を廃止するとなれば、そのような考えをさせていただくとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第55号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第56号千早赤阪村職員の退職管理に関する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、この条例の制定のきっかけはとの問いに、退職管理の規則を定めていたが、府等で調査した結果、退職管理者管理そのものが条例に定めることとする法律になっていることから今回の改正となった。法律では、再就職したところから現場の現職の職員に働きかけをかけてはいけないという規制で、今回の条例では就職に対し規制をするものではなく、あくまで再就職先から現職の職員に便宜を図ってほしい、そのような働きかけをしないでほしいという条例。村でこの条例に当たるようなことが過去にあったかの問いに、ないとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第56号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第57号災害による被災者に対する村税の減免に関する条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、今回の災害については災害状況に応じて判定し、また納期のバランスもあり、既に納付された方については被災日以後の納期に係る税額について条例を定める

割合について減税の判断をさせていただく。今回の改正で、減免の割合は変わらないとのこと。施行日、期日については、控除対象配偶者から同一生計配偶者の切りかわりの基準日が地方税法で平成31年1月1日になっているので、31年1月1日から12月31日までの基準ということで、平成31年1月1日からとなっているとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第57号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第58号千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、本村に家庭的保育がないとのことだが、これからどういう事情でこういう施設ができる可能性もあるとのことと改正をしていただいたと思うが、小規模保育事業A型、B型とはとの問いに、A型は保育士の資格が全部必要、B型は2分の1が保育士で、保育士以外は研修を実施しているとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第58号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第59号金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、説明会には同意を得るにしてほしいと意見があり、検討委員会の委員から皆さんにお諮りした。同意という言葉を入れてほしいという御意見が多数あり、認識しているが、やはり同意というのがどういうことをもって同意なのかということになると、やはり誰かが同意書に判こを押すという形になるのではないかとということで、区長なり自治会長の負担が大きい。あるいは、中立な立場で判断基準が難しいという意見が出たとのこと。その他、多数意見や質問が出ました。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第59号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第60号千早赤阪村過疎地域自立促進計画の変更についての審査の結果を報告いたします。

審議においては、農業部分において観光農園の開店とは、特化された農産物が全国において認知されるよう情報発信を行うとのことだが、具体的にはとの問いに、観光農園については、昨年度から大阪府、JA南大阪、河南町、千早赤阪村で取り組んでいる南河内いちごの楽園プロジェクトの中で取り組み、イチゴを栽培する新規就農者を育成、確保し、イチゴの産地化へ取り組むもの。情報発信については、昨年度ちはや姫というブランドを打ち出した。認知度も高かったが、具体的なブランド戦略について検討していく予定との

こと。B&G海洋センターを新たに入れた理由については、本年度からE S C O事業で整備の改修に本格的に入る。今後、建設的な大規模改修等を踏まえて検討を進めていくことから、新たに入れたもの。また、郷土資料館と海洋センターを合わせた形で、社会教育施設と名称を変更しているとのこと。新たに住宅を建築するための支援については、村内に転入していただいた方が新たに住宅建設や購入された場合、補助する制度を実施しているとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第60号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第62号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）についての総務民生所管分について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、衛生費で国保施設勘定426万7,000円を繰り出しするわけだが、平成29年度の診療所の赤字の半額は村が補填することになったという予算。振興協会と協議をいただき今回は半々となったが、今後赤字が出た場合どのようになるのかを確認したいとの問いに、本来慈善団体ではないので、業と営とあれば必要な経費を補填するというか指定管理料という形でお出しすることが本来あるべき姿だと思う。今回、医師の変更時にいろいろな問題があり、それも一つ、お客さんが減った要因の中で赤字を折半していただくということで調整したわけだが、今後できるだけ経営改善に努めて収支均衡を図りたいと思っているが、仮に赤字になれば、できる限り村の負担を減らすという意味で、本年度の29年度ルールをお願いしたいと思っている。ただ、地域医療振興協会として指定管理を受けないということであればどうするかということを変更して検討をしたい。最初の指定管理者がかわるといふことの説明資料で、赤字が出た場合には村が補填すると書いた。その結果、今回の措置になったが、それでも全額村が補填することは、結局村民の負担がかかってくるということになるので、協議していただき、いろいろ努力していただいた結果であるけれども、引き続き今後の運営でどうなるかわからないが、村が補填するという立場ではなく、今後も双方で協議していただくということでぜひお願いしたいと要望がありました。

平成29年度の覚書では、やむを得ない事由により赤字になった場合については村が赤字を補填すると契約していたが、平成30年以降に関しては、やむを得ない理由により赤字になった場合、また黒字になった場合は、甲乙協議の上決定すると変更したもので締結しているので、今後協議して赤字補填するかしないかを含め協議していただくことをさせていただきたいとのことでした。

顧問弁護士委託料とは、現在裁判している富田林分校跡地境界確定に係る訴訟の弁護士

費用のこと。

土質調査委託料とは、役場本館前の駐車場で4カ所程度ボーリング調査する予定。

新庁舎等改修工事については、主に別館プレハブ等の撤去工事並びに本館玄関のひさし部分の撤去並びにそれに付随する排水等経費。

仮庁舎等改修工事については、玄関部分の進入路に当たる階段スロープの設置、役場の玄関の通路の整備、照明等を積み上げたものとのこと。ブロック塀撤去状況については、今回新たに制度化するもの。

消防費の食糧費については、消防団との報告会について協議したいとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第62号の総務民生所管分については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第63号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、審査の結果を報告いたします。

平成29年度の診療所の損失補填額については、最終1,450万円余りで、現在大枠で補填額を折半し、双方で負担する方向で調整中とのことだが、これで決算する見込みかとの問いに、現在調整中だが、赤字補填額については振興協会と村双方で折半してもらえよう強く申し出を行い、現実できるようにしたいと思っている。

4月より医師がかわられたが、受診状況はとの問いに、当初は医師の変更ということで受診者数が減少したが、昨年の同時期と比べると増加している。7月、8月を見ると、各30名ずつ増加している。少しずつ住民の方の信頼を戻していると感じている。

村のような過疎地域では、ある程度の財政負担はやむを得ないと思っているが、少しでも補填が大きくなるように、どのような方策を考えているかの問いに、住民の方に診療所、医師を知っていただくということを重点に置いている。地域に出て喫茶を回らせていただき、福祉の集いで健康相談をさせていただいたり、またいきいきサロンで喫茶とタイアップし、健康座談会を8月から実施していて、計8回の実施計画をしている。10月から送迎サービスを実施し、安心して診療所を受診していただけるよう努めてまいりたい。また、高齢化の進む村では在宅医療が大切になってくるので、力を入れて実施しているとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第63号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第64号平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果を報告いたします。

慎重審議の結果、全員異議なく、議案第64号は本会議において原案どおり可決するも

のと決しました。

なお、委員会審査における詳細内容については、後日委員会記録をごらんいただきたいと思ひます。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第62号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第5号)の文教建設所管分について、議案第65号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算(第1号)について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告を行います。

去る9月10日の本会議において付託を受けました議案2件の審査を行うため、9月13日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもと開催をいたしました。

議案第62号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第5号)についての文教建設所管分について審査の結果を行います。

審議においては、小学校の通学バス、スタッドレスタイヤはどちらの小学校か。その路線はとの問いに、千早小吹台小学校のBコース、小吹台から小吹、中津原に回るバスとのこと。通学バスについては、幼稚園1台、赤阪小学校1台、千早小吹台小学校2台、中学校1台、計5台とのこと。千早地区の通学バスの体系は、幼稚園は各地区を順に回っている。赤阪小学校は千早地区のみ運行、中学校は金剛バスを使って通学している。

中学生の千早地区の金剛バス利用と小吹台の通学バス利用の費用のバランスは、この問いに、現在小吹台の定期代は1カ月6,500円、千早地区で金剛バスを利用されている方については、小吹台の6,500円に合うように金剛バスで1万2,000円ぐらいかかっているうちの半分を村で負担している。個人の方には、6,220円納めていただいとということでした。

小吹台の方から6,500円が高いのではないかとという声を再三聞く。以前から6,500円、なぜかという問いに対して、6,500円が高いのか安いのか、このままでいいのかとの問いに、当初千早地区の路線バスは半額補助というところで、6,500円前後ずつと負担している経緯があり、そこから6,500円という数字が出てきた。費用については、毎月6,500円が高いと言われる方がいらっしゃるということで、確かにそう

だと思う。こちらとしては、バランスもあるので、金剛バス利用者と同一額でいいのではと考えている。生徒数の減少もあり、通学バスの経費については村からの持ち出しは年々ふえてきている状況であります、ということでした。通学バスの運転手については、委託しているので、指導や教育は委託業者に任せている。

次に、ふれあい展事業費は毎年であれば当初予算で計上されているが、今回補正となった経緯はとの問いに、例年であれば、ふれあいコンサートのホール、オペレーター等の費用は当初に計上しているが、昨年くすのきホールの施設を仮庁舎にという計画があり、ふれあい展の会場が執務室になる可能性があったことによるもの、ということでありました。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第62号の文教建設所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、村営ロープウェイの今後の見通しはとの問いに、ロープウェイは52年経過している。香楠荘もそれに近いぐらいで、老朽化が著しいことは否めない。人口減少なども相まって、年によって増減はあるが年々利用者が減っている。一方で、金剛山特別会計の積立金は平成31年度で底をつく状況。資金繰りが場合によってはショートすることになる。単純に収支を見ると辛うじて黒字になっているが、減価償却すると実質的には赤字だったのではないかというふうに見ざるを得ない。今現時点での積立金がほとんどないことから、そういう判断をしている。やはり、ロープウェイ、香楠荘をどうしていくのかはきちっと議論していかなければならないと思う。今後維持していくかどうかの判断は、これから将来に向かって改修費はどれぐらい要するのか積算しないとなかなか判断しようがないというところもあるが、今回耐震化の予算として700万円程度計上させていただいた。これが来年3月に一定成果品が上がってくるので、それを踏まえて将来的にどれぐらいの資金が要するのか、資金計画を立てながらどうしていくのか議論をしていきたい。単に、山があってロープウェイがあっていいじゃないかというメルヘンの世界ではないということ、議会も住民も真剣に議論していただく時期ではないかと思う、という答弁でした。

黒字になったことはない。正直、累積赤字が続いていると思う。村の金剛山というシンボルがあったから行政もお金を出していただき、補填もしていただいていたと思う。これからどこかで一つの区切りをつけなければ、一般会計からもだが、大変な問題が起こってくるのではなかろうかと危惧している。ぜひとも、これからの観光事業について考えてほ

しい、という答弁でありました。

耐震の対象物件については、ロープウェイの駅、下の駅、ロープウェイを支える1号支柱、2号支柱、3号支柱の5カ所を耐震診断する予定とのことでした。ロープウェイについては、年1回定期的に点検を行っていて、ロープが伸びていないか、伸びている場合については切詰という形で短くしながら10年ぐらい寿命があるので、そのようなサイクルで交換しているということです。

新たにロープウェイの利用客を生み出すアイデアはとの問いに、山頂周辺はちはや園地やキャンプ場があり、大阪府と連携しながら魅力づくり、目的づくりの検討の場を設けてやっていきたいとのことでした。

昨年つくられたテラスは、現時点ではカフェは運営されていない。外部の業者をお願いすればすぐできると思うが、なぜとまっているのか。行っても何もない。せっかくつくったのに残念だと思うがとの問いに、指定管理者の信越索道は民間でノウハウを持っておられることから、連携して利用を考えていきたい。施設が老朽化している香楠荘も、あの上ままではいけないのだろうということで、府の環境農林水産部南河内農と緑の事務所、村で検討会議を設け、山頂のにぎわい、活性化、テラスも含めてどうしていったら一番いいのか。今ある施設の始末もそうだけど、いわゆるソフト面でどうしていくのかという検討会議を始めている。集客力を高めていくというようなことを検討して、月ごとのばらつきがあるというなら、閑散期にどういうものができるのかというようなことを府と村で協力しながら知恵を絞っていきたいと思う。もう一つは、今指定管理をやってもらっている信越索道メンテナンスをどう巻き込んでいくか。この前から社長が、月1回長野県から来てくれて意見交換して、その中で大阪で唯一雪が積もる山であるが、雪の量が安定していないので人工降雪機を山頂に置いて雪をつくって、小さい子どもさんに遊んでもらう。親子でロープウェイを使う可能性も大きいわけで、そういった仕掛けをすることで、ロープウェイや香楠荘をできるだけ利用していただくということもやっている。テラスはダイヤモンドテラスという立派な名前がついている。カフェをやると言っても設備が要るわけで、今の信越さんにもお話をしたら、非常に経営が苦しくなっている中で、それだけの追加の設備投資ができるかどうかという、はっきりノーだと言われているが、例えば国の補助金などを活用しながら村が貸与するか、全く違う業者を入れるのか信越と協議していきたい、とのことでした。

慎重審議の結果、全員異議なく、議案第65号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただき

たいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第55号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号千早赤阪村職員の退職管理に関する条例の制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第57号災害による被災者に対する村税の減免に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第58号千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第59号金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例の制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第60号千早赤阪村過疎地域自立促進計画の変更についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第62号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第5号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第63号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第64号平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第1号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第65号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算(第1号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○関口議員 議長、暫時休憩してください。

○田中議長 ここで暫時休憩を行います。

午前10時39分 休憩

午前10時42分 再開

○田中議長 再開いたします。

~~~~~

○田中議長 続きまして、日程第11、議案第66号平成29年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、議案第71号平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定についての6議案を一括議題といたします。

それでは、議案第66号平成29年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第67号平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号平成29年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号平成29年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号平成29年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定についての6議案について、決算特別委員長の報告を求めます。

山形委員長。

○山形決算特別委員長 それでは、決算特別委員会報告をいたします。

去る9月10日の本会議において付託を受けました決算認定議案6件の審査を行うため、9月11日の午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員の出席のもとに開催をいたしました。

初めに、議案第66号平成29年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、審議に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第66号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、賛成5名、反対1名となり、賛成多数でありましたので、議案第66号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第67号平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行いました。このような経過を経て、議案第67号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、賛成5名、反対1名となり、賛成多数でありましたので、議案第67号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第68号平成29年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行いました。このような経過を経て、議案第68号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第68号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第69号平成29年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第69号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第69号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第70号平成29年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第70号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第70号については本会議において原案どおり認定するものと決しました。

次に、議案第71号平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第71号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第71号については本会議において原案どおり認定するものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思っております。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第66号平成29年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 私は、第66号議案平成29年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

平成29年度決算は、一般会計の実質収支は1億1,969万6,000円の黒字となっております。また、健全化の判断基準となる公債費比率は平成28年度10.2から9.4に縮小され、将来負担比率は平成27年度4.4と改善され、平成28年度から算定されない率となり、健全化を維持しているものと判断いたします。また、一般会計の積立金残高は新たに公共施設等整備基金5億円など含め、22億1,199万1,000円で、対前年比1億2,933万円の増加となっています。こうした指標から見ると、一時期の財政状況から安定していると言えます。

しかし、平成30年度から過疎債の償還が始まる中で、村は新庁舎建設、認定こども園の設置、診療所関係の財政負担、金剛山ロープウェイ耐震工事など、多額の財政負担が予想され、楽観できるものではありません。引き続き健全財政が維持されるよう望むものです。

さて、平成29年度は台風21、22号による災害が村内でも多数発生し、村職員総出で迅速に対応し、災害復旧に取り組まれてきました。職員の皆さんには、改めてお礼を申し上げます。一方で、民有地への支援策については厳しい状況がありますが、引き続き村として努力されることを要望します。

定住促進に向けた補助制度の拡充と地域おこし協力隊や民間団体の力もかりたソフト事業などで、27年から29年の3年間で新たにこの制度を利用して入居された方が、25世帯52人が転住されているなど、取り組みに努力されていることに評価すべきこともありますが、29年度の個々の事業を見てみますと、小売店舗等開業事業については、開店から閉店に至る経過について、村民が不信を抱く問題がありました。村は村内に弁当屋が必要なのか、特に小吹台地域に弁当屋を求める声があるのか、地域のニーズに全く合っていないことを指摘してまいりました。店舗開設に当たり、事業者として地域の環境を調査することも行っていない、近隣住民への周知や挨拶もないなど問題がありました。さらに、申請から交付決定までの日数がわずか5日間と余りにも短く、業者の経営計画など、村として調査しての交付決定に至ったのか、大変疑問です。この間、村政運営についてスピード感を重視することから出てきたことではないでしょうか。このことは、弁当屋の件だけではなく、認定こども園の場所の選定や新庁舎建設にかかわって、境界明示などが確定しない中進めてきたことで、村民の間に不信や混乱を招いてきたのではないのでしょうか。

また、景観向上整備事業として約2,100万円をかけて消防分署横西楽寺前道の駅付近に設置されましたが、この施設が実際に必要であったのか、果たして疑問があります。さらに、2,581万円かけて道の駅のトイレがリフレッシュされました。その一方で、村の大切な観光地である棚田周辺のトイレは、要望があるにもかかわらず皆無です。子ども医療費助成の拡充や就学援助の入学準備金前倒し支給の要望もありますが、実施していません。このような村政運営について、改めるべきではないでしょうか。

以上を述べ、反対の討論といたします。

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

井上議員。

○井上議員 議案第66号平成29年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

平成29年度一般会計の決算状況につきましては、村長の提案理由並びに担当課長等より説明を受けたところではありますが、厳しい財政状況の中においても限られた財源を生かし、各事業に積極的に取り組まれていることは喜ばしいことでもあります。特に、都市基盤整備として村道やその他公共施設の整備、改良、維持補修、教育文化施設の整備、台風21号豪雨により被災した各施設の復旧など、地域住民の安心・安全な生活環境や福祉、教育の向上に努力されており、私は一定の評価をいたすものでございます。

今後も引き続き、厳しい財政状況が続くと考えられますが、安定した行財政運営を目指すとともに、住民福祉の向上に努められますようお願いいたしまして、平成29年度一般会計歳入歳出決算の賛成討論といたします。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成5名 反対1名)

○田中議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第67号平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 私は、第67号議案平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

平成29年度より、千早赤阪村国保診療所は社団法人地域医療振興協会に指定管理が変更され、委託料として1,700万円と当初の助成金1,500万円が交付されました。その後も、ことし3月議会で300万円の補填も行われました。平成29年度の最終赤字は1,453万円となりました。協会の事業計画では、管理委託料について毎年1,700万円と年度収支の損失は村補填となっております。

私は、6月議会で赤字補填全額を村が補填するのではなく、振興協会とも協議して村の支出を少しでも減らすよう求めました。その結果、赤字額は双方折半することとなり、若干減額されることになりました。しかし、これまでの指定管理者やすらぎ会では、村の負担は年間330万円の助成金のみで運営されてきました。平成28年度診療所会計1,263万5,000円に対して、平成29年度は4,332万7,000円で、約3,000万円の増加となりました。これまでの指定管理と比較して、余りの差があるのではありませんか。

指定管理の変更に当たっても、余りのスピーディーさに驚いた次第です。そして、指定管理の選定に当たっては、公募するべきではなかったでしょうか。診療所の医師が変わることにより患者の減少は見込んでいるものの、予想以上の赤字となり、経営改善に向け、ことし4月から医師の交代、またことし6月議会には患者送迎用の車購入費と送迎委託費など300万円が補正され、10月より患者の送迎が実施されることとなりました。今後、診療所運営に関し赤字補填や患者送迎など、これまでと違って村負担がどれだけ増加するのか懸念されます。

幸い、新しい医師にかわり、患者は少しずつではありますがふえているようですが、今後村の財政負担などが増加しないよう要望します。

国保の事業勘定については、平成30年度より広域運営となりますが、今後保険料には激変緩和措置があるとはいえ大変不安定です。国保の財政調整基金1億4,200万円を活用し、保険料の引き下げ据え置きを求め、討論いたします。

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

千福議員。

○千福議員 議案第67号平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険特別会計の事業勘定分は、高齢化の進展、被保険者の低所得化とともに、医療費の増嵩など構造的な課題を抱え、厳しい財政状況となっている中、保険料の収納率

向上に努力するとともに、医療費の適正化を目的としたレセプト点検や特定健診等の疾病予防による医療費の抑制に努め、黒字決算を堅持し、被保険者が良質で安心して医療が受けられる国民事業の維持に努力されています。そしてまた、医療施設勘定につきましては、国民健康保険診療所は過疎化の進んだ本村にとって身近に医療を受けられる体制の確保のためには必要なものであることから適性であると考えます。よって、私は本決算を認定すべきものと考え、賛成するものであります。

以上です。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成5名 反対1名)

○田中議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第68号平成29年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第69号平成29年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第70号平成29年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第71号平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第71号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで休憩を行います。

11時20分から再開いたします。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 36 分 再開

○田中議長 再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 17、議案第 73 号和解及び損害賠償を定めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 73 号は、和解及び損害賠償額を定めることについてでございます。

本議案は、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び 13 号の規定により、裁判所から和解案が示されたため議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を尾谷健康福祉課参事。

○尾谷健康福祉課参事 それでは、議案第 73 号和解及び損害賠償を定めることについて御説明を申し上げます。

先ほど提案理由で村長が申し上げましたとおり、本件につきましては地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事件名でございますが、平成 29 年（ワ）第 1100 号損害賠償請求事件でございます。

概要でございますが、平成 22 年から森屋ちびっこ広場の賃貸借契約終了の協議を土地所有者と開始をいたしましたが、当該契約書第 7 条に記載がある土地返還時における原状回復につきまして、土地所有者と村との考えに隔たりがあり、協議が調わなかったものでございます。平成 28 年 11 月に村から賃貸借契約の解除の申し入れを通知しまして、29 年 3 月に土地所有者と協議の上、当該土地における工作物の撤去を行いました。土地所有者より原状回復義務が履行されておらず、損害を負っているとしまして、平成 29 年 11 月に大阪地方裁判所堺支部に 612 万 3,600 円や訴訟費用等の損害賠償を求める訴訟が提起されたものでございます。

村としましては、平成 29 年 3 月の工事をもって原状回復義務は果たしたと主張いたしましたが、以後審議が進む中、平成 30 年 8 月に裁判所より土地所有者へ和解金を支払うことによる和解の勧告があったものでございます。和解及び損害賠償の相手方でございますが、千早赤阪村の在住者 1 名となっております。

和解の内容でございます。

第1号といたしまして、千早赤阪村は土地所有者に対し本件解決金として400万円の支払い義務があることを認める。

第2号、千早赤阪村は土地所有者に対し前項の金員を本和解成立の費用を含む月の翌月末限り、土地所有者の指定の口座に送金して支払う。振込手数料は千早赤阪村の負担とするものでございます。

第3号、土地所有者及び千早赤阪村は、千早赤阪村が大字森屋151番地及び大字森屋152番地の土地（以下「本件土地」という。）を土地所有者に明け渡し済みであることを確認する。

第4号、土地所有者は千早赤阪村が平成29年3月1日に本件土地においてなした協議において、土地所有者及び千早赤阪村において本件訴訟が終了した後に協議することとしていた物件の撤去等を含め、本和解成立時において既施工のもののほか、本件土地及び同土地上の物件に関し、何らの作業義務を負わないことを確認する。

第5号といたしまして、土地所有者は千早赤阪村の支払う第1項の金員について、本件土地の原状回復工事及びこれに関連付随する費用（本件訴訟関係費用を含む）に用いることを約束する。ただし、千早赤阪村は第1号の金員が本件訴訟における土地所有者の請求額に満たないことから、土地所有者が工事時期・工事内容について明言できないことを理解する。

第6号でございます。土地所有者はその余りの請求を放棄する。

第7号、土地所有者及び千早赤阪村は、土地所有者と千早赤阪村の間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、平成29年3月1日に本件土地において土地所有者及び千早赤阪村において行われた第4項記載の協議を含め、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第8号でございます。訴訟費用は各自の負担とする、とするものでございます。

説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 契約書では、昭和59年11月1日から昭和80年3月31日というふうになっておりますが、実際にはこの土地がちびっこ広場あるいはゲートボールの練習場として使われなくなったのはいつからですか。

○田中議長 尾谷参事。

○尾谷健康福祉課参事 地域のほうで利用されなくなりましたのは、平成22年度からと

いうふうに聞いております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 平成22年12月から所有者と賃借料について協議を開始してきたけれども、話し合いがつかず、28年度分まで支払いをしているわけですが、この間幾度と協議をされているという、その間の協議の中身としましては、大まかどういうことであったのかお尋ねします。

○田中議長 尾谷参事。

○尾谷健康福祉課参事 そもそも、この本件の土地を返却する、契約解除の協議を始めたのが、最終的にはゲートボール等で御利用になられる頻度も少なくなってきたということもございましたので、使わないのであれば返却しようというところで協議が始まったものでございます。その以降に返却するに当たりまして、土地所有者からは契約書に記載のと通りの原状回復という部分で、どうやって村は返却してくれるのかと。どうやって原状回復するのかというところで協議が行われたものでございます。村としましては、工作物の撤去のみを原状回復というふうに理解しておったわけでございますが、所有者の方は農地であるミカン山にまで戻すということが原状回復だということで、双方の主張に隔たりがあり協議が調わなかったというものでございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 その辺が折り合わなかった点ではありますけれども、今後私としましては、工作物としてのブロック塀それからブランコなどの遊具、それからトイレ、そうしたものを撤去されたことで十分原形復旧に当たるのだと私は理解しておりますけれども、ミカン山に戻すことが果たして妥当なのかどうか、私はそうは思わないんですけれども、その辺が法律家の判断によって、いや、ミカン山に返せということやということから和解案が提案されたわけですが。その上で、ミカン山に戻すための費用として612万3,600円が示されましたけれども、村が見積もってどれぐらいになるのかお尋ねします。

○田中議長 尾谷参事。

○尾谷健康福祉課参事 村の公共土木の積算で行いますと、約800万円程度の積算見積もりとなっておりますのでございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 向こうが示してきた見積書が612万3,000円。この間から何かあちこ

ち話を聞いてみましたら、いや、それぐらい要るやろうと。700万円ぐらいやろうと。でも800万円。何ぼでも話が広がって行って、ミカン山に戻すこと自体がそんなに要るのかという不信感ばかり私は持ちます。そして、和解案が400万円という膨大な、村の財政からして400万円をぼんと「はい」ということにはならないと思うんですけども。この和解案が示されたことによって、この経過の中で400万円って非常に高いと。もうちょっとまかれへんのかという、そういう交渉はやっていただけたのか。やってもらえる可能性があったんかどうか、その辺も具体的にお尋ねします。

○田中議長 尾谷参事。

○尾谷健康福祉課参事 まことに申しわけございません。先ほど費用として800万円と申し上げましたが、大変申しわけございません、700万円に訂正させていただきたいと思います。申しわけございません。

見積もりしましたところ、約700万円ということでございます、申しわけございません。

まず、交渉でございますが、当然準備期日の段階で、一定裁判所から示された金額がございまして、その点からも交渉したところで400万円というふうになったところでございます。400万円の部分につきましては、当初裁判所から提案された金額は450万円でございます。そこを400万円ということで協議させていただいたところでございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 もしもこの和解案を受け入れた場合、今73号議案として提出されてる中に、5の項目の中に土地所有者が工事時期、工事内容について明言できないことを村は理解しますよと。これはイコール、400万円払いましたけれども、具体的に原告がどうするかはもうおたくさんのやりはるとおりで結構ですと。これはどのように使われるのかも何も言いませんということになっておりますけれども、そういうふうにこの400万円についてはミカン山に戻す費用として使われるのかどうか。これがこちらとして、払った側として確認することすらできないということで、この議案書どおりに行けば、そう理解してよろしいんでしょうね。

○田中議長 菊井課長。

○菊井健康福祉課長 その辺の文言につきましては、村のほうもやはり何年何月何日までするという文言をここに明記するような感じで、弁護士そして相手方の弁護士といろいろ協議しました。ただ、裁判所のほうの判断で、やはり相手方が求めている金額に満たない

以上、その辺については明言できない。ただし、このただし書きのところに書いているように、あくまでも400万円についてはこの費用に使うということの約束をするということだけで、やはり金額に満たない以上、ちょっと何年何月までするという明言はできないということに折り合ったような状況でございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 これから判断しましたら、一応払ってそれでおしまいということにしたいというふうに取り取れるんですけども、実際に私たちあの場所も私も知らないしということで見に行きましたけれども、本当にこんな坂道のところに、また進入路もちゃんとしたところがないところに、どうしてこんな子どもたちが使う場所を設置したんかという疑問は残ったんですけども。もう何十年も前のことですので、ここを設置した経緯について、もしおわかりであったら教えていただきたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井健康福祉課長 この経緯につきましてですけども、昭和59年ということはかなり昔のところでございますが、当時につきましても、やはり森屋周辺でちびっこ広場が欲しいというような要望はあったような事実はちょっと聞いております。そんな中で、土地をいろいろ探した中、今現状で言えばいろいろ耕作してないところもありますけど、やはり昭和59年ぐらいでしたら、またほとんど耕作地があったんで、そういうところしか設置ができなかったのではないかなど。当時は、やはりゲートボール場というような形、またちびっこ広場も欲しいというのは地域の要望なりあって、最終的に土地を探してそこになったというような経緯かなど。その辺につきましては、ちょっと想定したような答弁になって申しわけございませんが、以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 本件で損害賠償請求というふうになっておりますけれども、実際この所有者にどれだけの損害を与えたのかなど、私は疑問に思うんですけども、その辺の感覚としてはどのように捉えておるのかお尋ねしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井健康福祉課長 損害をどれだけ与えたというのはちょっと難しいことなんですけど、やはり村としましては、構築物を取るということが、先生おっしゃるとおり、ブランコなりトイレを取ってするのが現況復旧ということを考えてましてんけど、やはり、何遍も繰り返して申しわけないですけど、所有者はやっぱりミカン山に戻すという、その辺の一番最初からの協議からの相違がございました。その辺につきましては、村としてもいわ

ゆるフェンスなりトイレ、遊具もありました。そんなんも全部取った上での現況復旧ということ、終わりということのずっと平行線のままでございましたので、それをミカン山に戻すということを相手方が主張しまして、ある程度裁判所のほうでは400万円ということで和解勧告がなされたような状況でございまして、それに対して村が、先生がおっしゃいます損害というのは、値切れないように思うんですけど、ただ、現況復旧するがための話ということになっております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 昭和59年11月から使用されてて、実際には平成22年ぐらいから使われてないということで、22年からずっと使用料としては相手方に毎年払ってるわけですね。それは、契約書では賃貸料として3.3平米、1平米当たり350円ということになるのでしょうか。平成28年度の決算書から見ましたら、15万6,061円が支払われておりますけれども、これはもう使われなくなってから、実際22年から28年までずっと毎年支払ってるわけですね。ですので、私はこうしたことからしましたら、今までミカン山があったからといって、それがどこまで利用されてたかどうかはわからない。しかし、その間はちびっこ広場として借用してたので、毎年15万6,000円を相手方に払ってたので、さして損害を与えたとは、私は思っておりません。

それで、今回の提案の中身ですけれども、村としては財政負担も考慮し早期に和解案による終結することが最善であると判断したため議会に、そっちで判断してくださいというふうに提案されたわけですが、私たちはこの提案理由、内容を根拠に重大な選択を私ら議員が迫られてるわけですね。ひょっとしたら、もっとお金がかかるかもわからへん。これでもう済んだら、これでしまいやと。だけど、400万円をずっと上げるわけにはいかない。そのことをもうこっち側で判断してくれと委ねられたわけですけれども、非常に悩みまして。やはり、そういう負担が将来かかるかもしれないけれども、非常に辛い判断を私らに迫られたなと思っております。

村長にお尋ねいたしますけれども、この400万円を和解を受けるに当たって、村長自身はこれまでお話しにも行かれたと思いますけれども、どのように経過も含めて判断し、それでこれを提案されたのか、再度お尋ねします。

○田中議長 松本村長。

○松本村長 400万円を支払えということで、とりあえず私どもの顧問弁護士からは、支払ったらどうですかというふうな話がございました。ただ、本件につきましては、もしこれを否認いたしますと、いわゆる判決が出るということが1点。それとともに、どうい

う判決が出るか私もわかりません。ただ、相手さんとしたらあくまでも原状復帰ということですが、原状復帰までは至りません。いわゆる今回のこの400万円につきましてはお渡しするだけというふうなところでございますので、その件につきましてやっぱり、感覚的にちょっとどうかなと思います。ただ、我々としたら、いわゆる和解したらどうというふうな提案がございましたので、それにつきましては皆さんに判断をお願いするということと、もう一点は、この件が結審いたしまして判決がどう出るか私もわかりませんし、判決が出ましたら我々の志と違うような判決でございますと、控訴いたしまして、次の高裁の判決をいただくということになります。

そういうことで、私としたらどちらに委ねるかいろいろ考えました。ただこの際、考え方として400万円でけりをつけるか最後まで争うか。要は、私どもが提訴したわけではございませんで、向こうさんから提訴なさってまいりました。そういうことで、我々としたら最終的には裁判所の判断、今の状況ですと、最高裁まではとてもこういう案件は上がりませんから、高裁の考えを待つほうがいいのかというふうに私は考えておりますが、しかし、あと3年先、5年先にどういう判決が出るかわからないということで、とりあえず皆様に、400万円払ったほうがいいのかどうか、それに判断を委ねたいということでございますし、とりあえずこういう和解案件が出てきましたら、まず皆さん、議会の判断を得るということでございますので、上げさせたわけでございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 村としても、いろいろ22年からずっと交渉してきていただいて、折り合いがつかない。で、和解案が示されて悩んだあげくに提案されたということであると。そのこと自体は私も理解します。それで、私たちが判断をするわけですが、私たち自身も非常に悩んでるわけですよ。このまま400万円払って済むものならもうこれでいいわ。しかし、この先職員さんにも苦勞をかけるし、お金もひょっとしたらこれ以上の判決が下されるかもわからないということで、非常にもう私としても悩んだ末に、後で結論を出そうとは思いますが、

もう一つお尋ねしますが、私もこの間、村が告訴されたというようなことはなかったと思うんですが、過去にこうした村を告訴されるようなことはあったのかどうか、お尋ねします。

○田中議長 清水副村長。

○清水副村長 恐らくですけど、こういうケースはなかったというふうに思います。行政ですから、余り住民の方と裁判とかそういうことをやるというのは好ましくないというふうに思いますから、多分今までの方というのは、それなりにいろんな調整をして物事の解

決は図られたんだらうというふうには思います。ただ、これというのは、先ほど来担当課長とか参事答弁させていただいてますように、原状回復の解釈なんですよね。我々は上の工作物、後で公園にするときに村が設置したものだけを工作物と言うと。相手さんの場合は、元のミカン山ということで、土壌改良して戻せという、ここの原状回復の解釈なんです。この一審の裁判長の御意見としては、村が59年当時土地を借りて、この山、当時山だったわけですが、これを村が山を削って造成したと。だから、造成したのは村だから原状回復というのはその部分も含めて、行政としての責任を負ってくださいと、こういうことなんです。ですから、いろんな考え方があると思います。もちろん、安くつくのか高くつくのかよくわからない。和解に応じたほうが結果的には安かったということもあるでしょうし、こういう案件に対して400万円を払うという、さっき議員もおっしゃったように、じゃあすぐ原状回復できるのかといえば、これは600万円には満たないから原状回復できないと。行政としてはいずれにしても裁判を起こされた以上、どこかで決着をつけないといけないということで、1つは和解案に従うというのも一つの選択肢としてあるなということで、今回提案をさせていただいたということです。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 今回の一件に関しましてちょっと気になっておりますのが、村が工作物の撤去で原状回復に該当すると、要するに判断なさった根拠というのは、一体どのあたりなのか。というのも、原状回復というと、簡単に言えば元の状態に戻すということで、では新たに設置したパーツですとか、そういうものがもともとあったのかといたらないわけですよ。にもかかわらず、なぜ工作物の撤去のみで原状回復に当たるというふうに判断なさったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○田中議長 尾谷参事。

○尾谷健康福祉課参事 議員御指摘の部分でございますが、当時昭和59年に締結しました契約書の第7条の条文でございます。これは第7条、原形復旧といたしまして、契約期間が満了した場合は、速やかに賃貸借物件を設置した構築物を撤去して甲に返還しなければならないという規定がございます。これに基づきまして、構築物につきましては、トイレですとか休憩所、またちびっこ広場の施設であるという判断のもとに交渉を行ったというところでございます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 構築物の撤去というのが原形復旧のところになった。それが根拠だというこ

となんですけども、では構築物の解釈やと思うんです。その構築物の解釈について、例えばほかの判例ですとか、構築物というのは何が該当するのか。もしくは、契約時に構築物がどのようなものに該当するのか、その点について合意というものはあったんでしょうか。

○田中議長 尾谷参事。

○尾谷健康福祉課参事 この部分の解釈につきましては、非常に難しい部分がございます、一応顧問弁護士のほうにも、当然ながら相談させていただいた上で、この部分を当初は調停の場でいろいろ議論したわけがございますけども、最終的にはそこは平行線をたどったというところでございます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 その契約時に、構築物について特に合意というものはなかったということによろしいんでしょうか。

○田中議長 尾谷参事。

○尾谷健康福祉課参事 当時の資料も契約書が非常に古い、昭和59年と何十年前でございまして、非常に細かい当時の契約の経緯ですとか、そういった記録がございまして、契約書のみと当時の決裁の部分が残されておったものでございまして、そういった記録がないんですが、いわゆるその構築物に係る特記事項等が、当然ながら当時契約締結時に協議されてなかった。ゆえに今回の訴訟までに至ったのではないかなというところでございます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 契約時の合意事項についての詰め甘さというのが、こういう事態になる原因となってしまったということだと思っております。個人的には、原形復旧ということでございますので、ちょっと裁判でも分が悪いのかなというふうに考えております。そうなりますと、400万円で和解するか、もしくは700万円程度お支払いしてミカン山に戻すかという部分になるのかなというふうに思っています。あの場所がミカン山になることについて、本村にとってどういうメリットがあるのかなというふうに考えましたところ、ちょっと疑問がつくかなと思っております。御返答は結構ですので。

以上です。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第73号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第73号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第73号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 議案第73号和解及び損害賠償を定めることについて、反対の立場で討論いたします。

本案件について、議会に対して私たちに対して非常に重い選択、決断を迫られており、和解を受け入れるべきか、さらに争うべきか、大変悩みました。この提案の内容の中にも、村としては財政負担も考慮し、早期に和解案による終結することが最善であると判断したため議決を求めるといふふうに書かれておりますので、私たちはこの文章にも私は悩みました。だけれども、これは400万円というお金を支払うということについては承服できないなということで、反対をいたします。

場所の確認やこれまでの経過などを調べてみました。森屋ちびっこ広場は、昭和59年11月に土地貸借契約書が結ばれており、期間は昭和59年11月1日から昭和80年3月31日までとなっています。昭和80年は2005年になり、13年前で契約期間は終了していますが、期間満了の3カ月前までにどちらかが申し出がない場合は1年延長し、以後も同様とされており、平成28年度まで毎年賃貸料が支払われています。ちなみに、28年度は15万6,061円が支払われました。しかし、使用されなくなってから相当の期間が経過し、この間地元では、使用されていない土地にいつまで払い続けるのかといった意見が出ている中、平成22年12月から所有者と賃貸料について協議を開始し、現在に至っています。

契約書にある原形復旧について折り合わず、平行線のままで所有者が平成29年11月堺地裁に訴状が届けられ、4回の書面協議が行われ、今回裁判所より400万円の和解金を提示する、この和解案が示されました。書面協議の結果提案されたことから、私たちは場所の確認に行きました。進入路もなく、急な坂道を登ったところにあり、どうしてこん

な不便な場所に子どもが利用する場所を設置したのか疑問があります。契約当時、有力者、関係者があっせんしたのではないかといった意見もありました。さらに、契約書にある原形復旧については、村はブランコなど遊具やトイレ、ブロック塀など工作物を撤去しています。しかし、所有者は農耕地として利用できるよう復旧することを主張しています。現地を見ましたけれども、既に草も生えて、農耕地として可能な状態にあるのではないかと感じました。村が行った工作物の撤去で原形復旧していると私は理解します。所有者の主張する農耕地として復旧するための費用612万3,000円の見積もりが提出され、その費用は妥当だとしても、復旧することが周りの環境から見てよいのでしょうか。これも疑問です。

今回の和解勧告は書面での協議で、現地を確認されての提案ではありません。また、和解内容には所有者が工事時期や工事内容について明言できないことを理解するとしています。つまり、工事はしなくてもよいよということを認めているわけです。

以上、所有者の主張が現地の実情からかけ離れ、身勝手過ぎると私は考え、和解案に反対するものです。

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

田村議員。

○田村議員 私は、議案第73号和解及び損害賠償を定めることについて、賛成の立場から討論いたします。

森屋ちびっこ広場の賃貸借契約終了に伴う協議は、村としても円満な解決に向けて対応されながらも、損害賠償請求事件にまで発展したことはまことに遺憾であります。しかしながら、もとをただせば、昭和59年に締結した土地賃貸借契約書の内容に起因しており、審議が進む中で、大阪地方裁判所より和解の勧告が示されたことを真摯に受けとめることが必要であります。

また、和解に応じず、そのまま裁判を継続すれば、和解額以上の支払いをしなければならぬ可能性もあり、財政負担も含めて和解を成立させ、本訴訟事件を早期に終結させることには十分合理性があり、最善であると考えます。よって、私は本議案に賛成するものであります。

以上です。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成3名 反対3名)

○田中議長 可否同数です。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が決することになっております。

議長としては否決を決しました。よって、本案は本会議において原案は否決されました。

ここで休憩に入ります。

13時30分から再開をいたします。

午後0時17分 休憩

午後1時30分 再開

○田中議長 再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第18、議案第74号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

行政から議案の修正請求がありました。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第74号は、平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第7号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ185万7,000円を追加いたしまして、予算総額を38億3,968万1,000円とするものでございます。

なお、議案第73号和解及び損害賠償を定めることについてが否決されたため、修正しております。

主な内容でございますが、平成29年度繰越事業の林道災害復旧事業に係る設計変更委託料などの経費を修正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○田中議長 詳細説明を柏原人事財政課長事務代理。

○柏原人事財政課課長代理 議案第74号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第7号)について御説明を申し上げます。

先ほどお配りいたしました新しい修正をさせていただいたほうの、反映のほうをごらんください。10ページの3、歳出から御説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額79万3,000円の増、全て

一般財源で、職員人件費でございます。

4目財産管理費、補正額10万円の増、全て一般財源で旧富田林分校跡地草刈り手数料でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、補正額22万円の増、全て一般財源で、いきいきサロンやまゆりの修繕費用でございます。

13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、3目林業施設災害復旧費、補正額74万4,000円の増、全て一般財源で、昨年の災害復旧事業測量設計業務委託料15万円、監督補助委託料59万4,000円の増でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正額117万5,000円の増でございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額68万2,000円の増、前年度繰越金でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 災害復旧費で、昨年度の台風のスクリー農具とかが補正されておりますけれども、これに関連して、今回の大阪の台風の被害について若干お尋ねしたいんですけれども、きのうの報道では、今回の台風で府の農業施設がかなり被害に遭っているということで、ハウスとかそういうのが潰れたけれども、それは大阪府のほうで補助するということが報道されておりました。それは、市町村がどうするかによっても変わってくるかと思えますけれども、その辺の情報が入っていたらお尋ねしたいと思います。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 実は、私もラジオの報道で、大阪府のほうで補助をつけるというのを聞いたところで、ちょっと詳細、濟いませませんが把握しておりません。ただ、罹災証明発行者に対して農協で受け付けというふうに報道されていたように聞いております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今回の大阪府の台風の被害、非常に大きかったもので、大阪府もそういう措置をとった。去年の台風のときは激甚指定を受けましたもので、農業や林業のところについても若干の補助がつけましたけれども、激甚は指定されておりませんが、大阪府

がそういう措置をとって、今おっしゃったように、農協に申請するということですので、村のほうもそういう被害が聞いておりますので、ぜひアンテナを張って、そういう被害に対してきっちりと対応していただきますようお願いしておきたいと思います。

○田中議長 要望でいいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第74号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第74号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第74号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第74号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第19、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の関口委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第20、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第21、一般質問に入ります。

それでは、1番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号6番、藤浦です。議長通告に基づき、2問の質問を行いますので、答弁のほうよろしくお願いします。

まず初めに、新庁舎建設事業の進捗状況について。

現庁舎の老朽化などを踏まえ、平成25年に始まった新庁舎建設の事業は、紆余曲折を経て、住民説明会、アンケートの結果で多くの村民に支持された現庁舎の敷地での建てかえに向けて、いよいよ本年度から基本設計がスタートしております。3月議会、6月議会の庁舎建設特別委員会で説明を受けた中では、役場敷地の境界明示が確定していない中、敷地利用に当たって制約があるものの、開発許可が不要となれば、事業が順調に動き出すものと思いますが、現時点で計画のとおり進んでいるのか伺います。

続けて、2問目。

国道309号3期区間の建設計画について。

3月26日、一般国道309号の河南赤阪バイパスの2期区間が開通をしました。このため、大型自動車などの交通量がさらにふえていると聞いております。交通量がふえたことで、赤阪地区の水分地区、川野辺地区は歩行者にとって危険きわまりない状況になっております。交通安全対策の面からも、早急な3期区間の建設、整備が必要であるが、現在の進展状況について伺います。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、幸地域戦略室課長。

○幸地域戦略室新庁舎・大規模改修担当課長 新庁舎建設事業の進捗状況について御答弁申し上げます。

役場敷地の境界明示が確定しないことから、現プレハブ庁舎の敷地を建てかえ用地から外して、現本館、別館のある敷地内に限定して建てかえるべく、監督官庁、設計事務所などの関係者と協議を進め、5月末に事前相談書を提出し、6月に回答を受領しました。その中で、事前相談書の内容どおりであれば開発許可は不要になるとの意見書をいただいております。現在その制約の中で予定どおり基本設計を進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 現地建てかえに向けた仮移転は、この8月に前倒しで実施されたが、今後工事を進めていく中で、庁舎敷地への進入路や庁舎玄関の位置が変わることにより、身体障害者の動線、さらには来庁者の乗車台数の確保が懸念されます。そのあたりの検討状況はいかがか。また、別館プレハブ庁舎の撤去工事が年明けには始まることと思いますが、隣接への配慮や安全をどのように考えているのか伺います。

○田中議長 幸地域戦略室課長。

○幸地域戦略室新庁舎・大規模改修担当課長 議員御指摘のとおり、庁舎敷地への進入路並びに役場玄関の位置が変わることにより、身体障害者の方などが来庁される際の配慮は今後の課題であると認識しております。新庁舎建設中の進入路の位置が北側へ移動することから、府道との段差が大きくなり、一般来庁者向けに階段を設置するほか、車椅子利用者の移動を考慮しスロープの設置を検討しています。なお、スロープ設置の検討と並行して、隣接する敷地にある既存のスロープを利用することができないかということについても関係者と協議を行う予定です。

駐車台数の確保につきましては、工事期間中は現本館の敷地内が利用困難なことから、敷地東側の代替駐車場を引き続き来庁者用駐車場として確保しつつ、駐車台数の確保に努めます。また、別館プレハブ庁舎の撤去工事に際しては、事前に近隣住民、地区と十分に協議するとともに、施工中は仮囲いの設置や交通誘導員の配備など安全に努めてまいります。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

○田中議長 はい。

○藤浦議員 来庁者の安全に十分配慮を行うとともに、引き続き詳細な検討をお願いいたします。ようやく新庁舎建設に向けた引っ越しも完了し、本格的に事業が動き出したと感じているところであります。今後、事業を進めていく上では課題に直面することもあるかと思いますが、新庁舎建設は村民も非常に高い関心を持たれていることから、現在の計画からおくれることのないよう、スピード感を持って事業完遂に向け取り組まれるようお願いし、要望といたします。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、日谷施設整備課長。

○日谷施設整備課長 それでは、国道309号3期区間の建設計画について御答弁申し上げます。

国道309号河南赤阪バイパスにつきましては、第2期区間がことしの3月26日に供用開始されたところでございます。ひとえに関係各位様の御尽力と大阪府の皆様の取り組みのたまものと感謝しているところでございます。

国道309号は、大阪府と奈良県を結ぶ広域幹線道路であるとともに、京奈和自動車道へのアクセスとして、物流、観光に大きな役割を果たしております。この河南赤阪バイパスは、活力ある地域づくりを創出、南河内の地方創生に寄与するとともに、地域の交通安全対策としても早期の全線開通が望まれているところでございます。また、国道309号は防災面においても大阪の広域緊急交通路に位置づけられていることから、広域防災ネットワークの強化のためバイパス整備が必要と考えております。

御指摘の第3期区間の整備の進捗につきましては、昨年度の国道309号バイパス整備促進期成会において、大阪府は第2期区間完成後、直ちに第3期区間の工事着手は困難で、供用開始後の第2期区間の交通状況を見きわめつつ、またいろいろな事業費の縮減の可能性がないのかなども考えながら、地元住民や地元自治体の皆さんの御意見もお聞きし、最終的に現計画案のとおりとなるのか、現道を拡幅するのかなどを検討していきたいとの考えを示されており、今後第3期区間に関するさまざまな検討がなされるものと認識をいたしております。

本村といたしましては、第3期区間の整備促進について大阪府の道路事業計画に盛り込まれることが大前提となることから、地元住民の皆さんの意向も確認しながら、引き続き道路事業計画に盛り込まれるよう大阪府に働きかけてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望でお願いします。

答弁ありがとうございます。

河南赤阪バイパスの開通のように、森屋交差点を通過する交通量は激変しているのを実感しているところですが、その反面、以前にも増して水分地区などは危険な状況になっていると聞いております。

そこで、第3期区間の工事着手はいろんな面で困難な状況であることは理解できますが、本村としては答弁をいただいたとおり、地域にとって最良の方法で道路整備、交通安全対策を講じていただくよう、今後とも大阪府、関係機関等に強く要望していただくようお願いし、要望といたします。

○田中議長 第2問目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号4番、田村陽でございます。事前に通告させていただきましたとおり、通学バスについて抜本的な再検討並びに環境条例における特定事業者の規定について等について御質問させていただきます。

まずは通学バスについて抜本的な再検討を、についてお尋ねいたします。

現在、本村の通学バスは幼稚園、小学校、中学校合わせて5台が運行されておりますが、幼稚園、小学校は無料、中学校は有料となっております。小学校、中学校ともに義務教育という点では同じであるにもかかわらず、一方は無料、他方は有料というのは一貫性を欠くと言わざるを得ませんし、公平性という面から見ても問題ではないでしょうか。特に、千早地区に関しましては、小学校では通学バスが運行されておりますが、中学校では運行されておらず、長年公共交通を利用した通学となっており、通学補助があるとはいえ、有料となっております。小学校では無料なのに、中学校になるとなぜ有料ということになるのか。これは、保護者の方なら誰しも感じる疑問ではないかと思えます。

小学校も中学校も同じく義務教育であるにもかかわらず、その運用に一貫した方針があるようには思えません。本村の通学バスは、一体どのような方針のもと運営されているのかお尋ねいたします。

続きまして、環境条例における特定事業者の規定について問うについてお伺いいたします。

本議会で議案として提出されました金剛山の里を守る千早赤阪村環境条例は、住民の請願を受けて提案されたものであり、本村の環境保全並びに創造に関しまして欠くことのできない条例であるとの観点から、今回賛成させていただきました。本条例14条におきまして、特定事業者は特定事業を行おうとする者と定められております。しかし、行おうとする者との規定である以上、この14条の対象には特定事業を既に行っている者は含まれておりません。となれば、14条の対象となる特定事業者であっても、14条で規定され

た義務を果たさずとも、一旦事業を強行してしまえば特定事業を既に行っている者となり、14条の対象からは除外されることにならざるを得ないと考えられます。つまり、特定事業者に関しまして14条に規定されております義務のいわば抜け道となっているわけですが、そのような抜け道の可能性を除外する意味におきましても、特定事業を行おうとする者のみならず、特定事業を行っている者についても環境の保全、創造が求められるべきではないでしょうか。

以上、2点につきまして御回答よろしくお願いたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、赤阪教育課長。

○赤阪教育課長 通学バスについて抜本的な再検討をについて御答弁申し上げます。

本村の通園通学バスでございますが、中学校におきましては昭和50年代後半に小吹台と中学校間の運行が始まりました。当初は、保護者と民間バス会社との契約により運行されておりました。その後、生徒数の減少や財政的な問題などから運行維持が厳しくなり、村がかかわって運行することとなった経緯があります。受益者負担ということで、保護者より負担金をいただいております。

また、千早地区の遠距離通学補助でございますが、こちらは通学バス運行以前より実施しております。

次に、幼稚園でございますが、平成12年度に村内に幼稚園を1園に統合したことにより、通園バスの運行を開始いたしました。

小学校につきましては、平成19年度、多聞小学校と赤阪小学校の統合、平成20年度、千早小学校と小吹台小学校の統合を機に運行を開始しております。

幼稚園、小学校に関しましては、統合に関連して通園区域、校区が大幅に広がったことなどから、通園通学バスの運行を実施しております。現在、村内学校園では5台の通園通学バスで運行を実施しているところです。

これまでの経緯などから考え、議員がおっしゃる、小学校が無料なのに中学校はなぜ有料なのか。義務教育にて差があり一貫性に欠けているということでございますが、一貫校の有無というよりも幼稚園、小学校と中学校とでは統合の有無など経緯の違いがあると考えております。しかしながら、通園通学バスにつきましては、運行開始から相当年数も経過していること、また子育て施策の充実など総合的に検討を行うことは必要であると考えております。

なお、検討に当たっては少子・高齢化により税収の減少が見込まれることから、既存事業の見直しも含め、トータルの財政運営の中で検討が必要であると考えます。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございました。

千早地区では、例えば小学校のみ通学バスが運行されておりますけれども、バスにはまだ乗員に余裕があるというふうに向っております。中学校は小学校への道程も途上にあるわけですから、乗員に余裕があるのでしたら、中学生を同乗させることも可能なのではないのでしょうか。その点について御意見をお伺いしたいと思います。

○田中議長 赤阪教育課長。

○赤阪教育課長 千早地区の中学生を赤阪小学校の通学バスに乗せることができないかというふうな御質問かと存じますが、確かに議員おっしゃるとおり、赤阪小学校の通学バスでございますが、中学生が利用する路線バスとほぼ同様の経路を運行しております。しかしながら、小学校と中学校とでは、当然ながら下校時刻も違います。また、小学校や中学校の行事予定もそれぞれ違い、また授業参観の振りかえなど休みも違います。また、小学校のバスでございますが、校外学習や水泳指導で海洋センターへの送迎などにも利用しております。

このようなことから、実際に配車など非常に難しいところがあるかと存じます。せめて登校時だけでもということもあろうかと思っておりますけれども、登校時だけとなると、中学生が帰りに路線バスを利用するということになります。そういった場合、片道だけの定期というのはございませんかと思うので、通学費用が割高になるといったようなことも考えられます。

このようなことから、小学校の通学バスに中学生をとという部分につきましては、なかなか難しいのではないかと考えます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございました。

今回ちょっと質問に際しまして、何件かちょっとお伺いさせていただいたんですけども、やはりまず何よりも優先されるべきは、保護者の皆さんのお考えではないかと、そういうふうに考えております。今後通学バスを運営していくに当たりまして、保護者の皆さんのお考えにしっかりと耳を傾けることが肝要なのではないかと思っておりますけれども、その点について行政としてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○田中議長 赤阪教育課長。

○赤阪教育課長 保護者の意見を聞いてはというふうな御質問かなと思うんですけども、

例えば中学の通学バスにつきましては、定期を購入されてバスを利用されている方が1割強といった、非常に少ない状況でございます。なぜ定期を購入してバスに乗らないのかというふうな理由ですけれども、例えばクラブが朝早く、バスが利用できない。あるいは、帰りに習い事等があり、保護者が迎えに来る。またあるいは、バスの負担が大きいからとさまざまな理由が考えられるんですが、教育委員会としましては、そのあたりの理由につきまして明確には把握しておりません。そういった中、やっぱりそういった実情を知るということは非常に大事なことでお思います。

そういったことから、例えば保護者の方にアンケート調査、なぜ定期を購入して乗らないのかとか、そういった部分で保護者の意見を、方法はアンケートになるかどうかといった形かというのは、今後検討したいと思いますが、まずは議員おっしゃるとおり、保護者の意見ですね、保護者がどのようにお考えか、そのあたりはお聞きする必要があるかと存じます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 過去に校舎の合併ですとか、さまざまな事情があったことは承知しておりますけれども、だからといって不公平が不公平のまま放置されてよい理由にはならないというふうに思うんです。保護者の皆さんから、不公平な状態を是正してほしいという御要望も数多くいただいております。また、憲法の花神からいたしましても、義務教育に要する費用は極力無料であることが望ましく、府内の他町村におきましても、通学バスは無料で運行されているというふうにお聞きしております。これまでの経緯、前例、そこをむやみに踏襲するのみならず、どうあるべきかというのを根本的に再検討して、今後の通学バス事業に反映していただきたいと、そのように御要望させていただきます。どうもありがとうございます。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 環境条例における特定事業者の規定について御答弁申し上げます。

御質問の金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例につきましては、本条例の策定に当たり公募した住民で構成する環境条例策定ワークショップを開催し、村の守りたい環境や課題について御意見をいただき、条例案を検討する環境条例検討委員会におきましては、大阪府の職員や学識経験者に加え、ワークショップの代表者3名にも参加いただき、住民説明会やパブリックコメント等でいただいた御意見について、専門的な見地から御検討いただき、条例案を作成させていただきました。

議員御指摘の本条例第14条は、今後特定事業を行おうとする者に対し規定した条文で

あるため、現在特定事業を行っている事業者を想定したものではございません。今後、この条例を運用していく過程においてさまざまな課題も見えてくるかと思っておりますので、その課題や問題に対して改正等が必要な場合は、その都度改正や所要の見直しを行うなど、条例の充実に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 要望をお願いいたします。

○田中議長 はい。

○田村議員 金剛山の里を守る千早赤阪村環境条例は、本村の住民が待望してきたものでございまして、本村の環境保全並びに創造に関しまして非常に重要な役割を果たすものと期待しているところでございます。

今回指摘させていただきました問題のみならず、今後の運用におきましてさまざまな予期せぬ課題に直面することもあるかと思っております。必要な改正は適宜行うようにしていただきたいと御要望させていただきます。

以上、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○田中議長 第3番目の質問者、関口議員。

○関口議員 3番、日本共産党関口ほづみです。私は、通告に基づき、2点について質問いたします。

まず、イノシシ被害対策の強化を求めて質問をいたします。

イノシシなど鳥獣被害は年々増加し、農業従事者の意欲を減退させるなど深刻です。最近では、民家にまであらわれ、住民生活への影響も出ております。村では、有害鳥獣駆除対策事業として、電気柵等の購入補助と千早猟友会への鳥獣委託金などがあるのみです。平成29年度決算実績では、電気柵などへの補助金95万1000円と猟友会への委託金100万円で、例年これらの事業が行われているのみで、年々増加する被害に対応しているとは思えません。村での被害状況と今後の対応について伺います。

次に、住民の移動手段の確保のために質問いたします。

高齢化が進む中、高齢者の移動手段確保は全国の自治体で取り組まれております。特に、公共交通がない地域が点在する本村にとっては、重要な課題となっております。村では、これまで買い物施設オークワへのタクシーによる実証運行、公共施設とオークワ、地域を結ぶワゴン車の運行で実証運行を行ってきました。ことし9月から、バス会社と協議を進め、路線バスのくすのきホールへの乗り入れと森屋どまりのバスを中学校まで延伸さ

れました。さらに、高齢者は妊産婦、障害者へのタクシー利用助成を実施されております。こうした実証実験を踏まえて、今後地域公共交通の充実に向けた協議をされることとなりますが、高齢者や障害者、妊産婦など限定されるものではなく、誰もが利用できる交通手段が必要だと思えます。今後の村の考えを伺います。また、9月から新しくくすのきホールに乗り入れたコース、森屋から中学校へ延伸した金剛バスの評価について伺います。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、北浦観光・産業振興課課長。

○北浦観光・産業振興課長 イノシシ被害対策の強化をについて御答弁申し上げます。

有害鳥獣による被害状況で把握できるものは、農業共済への被害報告によるもので、平成27年度は被害面積62アール、被害額7万8,000円、平成28年度は同じく92アール、26万6,000円、平成29年度は同じく19アール、7万8,000円でございます。また、農地への被害に加えて一般住居の区域にイノシシが出没し通報が入るなど、イノシシの活動区域が広がっていると思われます。

イノシシ被害対策については、ことしの3月議会一般質問でも答弁いたしました。計画的な捕獲による個体管理、防護柵等の設置による圃場への侵入防止、収穫残渣を圃場に残さないようにするなどの、イノシシを近づけない対策を総合的に実施することが必要と考えております。

本年2月に開催した千早赤阪村有害鳥獣対策協議会では、電気柵の設置方法などについて議論がありました。それは、電気柵の設置方法を正しく理解していないことや、周辺の草刈りをしっかりとしていないなど管理が十分でないことから、電気柵の本来の効果が発揮されていないということです。例えば、電気柵はイノシシが侵入先の状況を鼻で確認するときに、電気ショックを与えることでイノシシの侵入を防止するものです。しかし、周辺の草刈りが十分でないと、電気柵に雑草が接触することで漏電し、電気柵の電圧が下がるため、その効果が薄れてしまいます。電気柵の効果を持続させるためには、設置して終わりではなく、日常の管理が必要となってまいります。

そこで、現在農業者に対して電気柵の設置や管理に関する講習会の開催について、大阪南農協と調整しているところでございます。本講習会には、本年度電気柵等の設置補助を行った農業者に加え、幅広く農業者に出席していただき、正しく効果的な電気柵の設置及び管理方法の普及に努めてまいります。

鳥獣被害防止対策については、引き続き有害鳥獣対策協議会で検討していくとともに、防護柵の適正な設置やイノシシを呼び込まない環境づくりへの啓発にも取り組み、農林業被害対策に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 今答弁いただきました内容は、これまでやってきたことに加えて、新たに講習会を計画しているというのが新しいことかなと思いますけれども、そもそもイノシシの数を減らすことをやっていかないと、もうずっとイタチごっこで、現在では民家に出ているということで、これはもう本当に小吹地区なんかのほうでは、家への侵入の道のところを物すごくイノシシが耕してますので、その道がふえかけてますので、非常に深刻になっております。今お聞きした中では、イノシシ被害の防護柵は、農業従事者だけですけれども、民家へのそういう補助も必要かなと私は思いますけれども、その点についてどうなのか伺いますことと、それから私たち議会で五條市のジビエールを見学してきました、2年ほど前になりますけれども。これは、捕獲後1時間以内で加工しないといけないけれども、冷凍庫があったらさらに1時間加工を延長できるということでしたので、五條市ということですから、ここからも捕獲してすぐに持っていくとなれば、そういう施設に委託するとか、そういう協議もやってもらえないのかなと。それは見学に行ったときに、そういう話があれば協議しないでもないということでした。そのことについて、今後検討していただきたいと思いますが、どうか伺います。

もう一つは、猟友会に100万円を委託してイノシシの捕獲をしてもらってると思うんですが、猟友会は現在何人おられてどういう活動をしていただいているのか。追加することはできないのか、猟友会の人を。それで、猟友会によってイノシシの捕獲が何頭やったんかとかというようなことがわかったら、村でのイノシシはどれぐらいいてるのかというのもちよっとはわかるかなと思ひまして、お尋ねします。

以上、済いません。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 イノシシの数を減らすということで、御指摘のとおり小吹地区また中津原地区等、民家のほうにも出没しているというのを通報を受けているというのはこちらにも届いております。数を減らすという意味では、現在の対策としましては猟友会に委託ということで、委託事業ということで捕獲をしていただいております。数を管理するということでは、現状そういった委託事業がメインとなりますけれども、民家等への影響を防ぐという意味では、これは農の部分以外の部分もございますので、関係課と協議して今後協議を重ねていきたいというふうに考えております。

それからもう一点、五條市さんのジビエールという施設で、肉の加工等をされているか

と思うんですけども、そちらのほうにつきましては、ちょっとこちらはまだ、インターネット等で内容は見てるんですけども、直接現地を見学したりということはしておりませんので、私も一度問い合わせをして状況等をお聞きしたいと思いますけれども、ただやはり相手さんのあることでもありますし、やはり肉の管理となりますと、いかにいい状態で届けるかということも問題になってまいりますので、その辺がどういったことができるのかという点につきましては、さらに研究が必要かというふうに考えております。

それから、猟友会の活動ですけども、現在3人で活動されているように聞いております。箱わなの設置をされまして捕獲をされているというふうに聞いております。ちょっと捕獲頭数、28年度は百数十頭、前年はちょっと減ったというふうに聞いておりますけれども、それでも50頭程度とられてたように思いますけれども、そういった形で猟友会に委託して個体数の管理ということで、数の検証に努めていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 現在、3人の猟友会の方で活動していただいているということですが、猟友会の方も、猟友会でこういう活動をするにもいろいろ講習会とか資格も要ることかと思えますので、こうしたところにもっと人数をふやしていただけて、イノシシを実際に捕獲するというところに力を注いでいただけないのかなと。これは引き続いてやっていただきたいと思えます。

それから、電気柵の設置ではなくて、イノシシの箱わなですか、現在は猟友会でやっていただいているという答弁やったと思うんですが、これを貸してほしいという農家の人もおられたんですけど、その辺はどういう制度になっているのか。一般の人がそんなことをやったとしても危険なことのほうが多いのでどうかと思いますが、箱わなの貸し出しについてはどうなってるのか、再度お尋ねします。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 イノシシの捕獲につきましては、法律上はやはり資格が必要となっておりまして、誰でもそういった設置、捕獲ができるということではございません。ただ、一部の地区でそういった捕獲をしていこうという動きもありますので、そういったことには村としても、どういった支援ができるのか。例えば、捕獲の機材への支援とか、そういったことについては今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○田中議長 要望をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 なかなかイタチごっこのような気がしておりますけれども、最近ではイノシシのコレラも発生したということで、野生のイノシシの被害がこちらのほうにも及んでくるという心配もある中で、やはり広域的に取り組む必要があると思いますので、この辺は近隣、また柏原のほうとか五條とか、そういったところの広域的に取り組む、そういう協議も今後必要かと思っておりますので、こうしたこともあわせて今後協議していただきますようお願いしておきます。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、上島理事兼地域戦略室長。

○上島理事兼地域戦略室長 住民の移動手段確保について御答弁申し上げます。

地域公共交通につきましては、平成27年度及び平成28年度に実証運行を実施し、その結果等を踏まえつつ、住民からの要望が多かった村外移動と直接移動に対応するため、今年度は75歳以上の高齢者の方を初め、障害者の方、妊産婦の方、運転免許証を返納された方、こういった外出することが困難な方を対象といたしまして、タクシー利用料助成事業の実証実験を行うこととし、今月から開始したところでございます。

一方、村内では南海バスと金剛自動車による路線バスが運行されており、議員御指摘の誰もが利用できる交通手段という観点では、一義的には公共交通事業者が担うことが基本であると考えております。ただ、本年7月及び9月には、金剛バスの森屋どまりの路線が村立中学校前及びくすのきホール前まで延伸されるに当たりまして、役場としましてもバス停の周辺整備を行うなど、公共交通事業者と連携を図りながら、住民の利便性向上に努めてきたところでございます。

地域公共交通につきましては、来年度以降の実証実験のあり方等も含め、今後地域公共交通協議会で検討していくこととなりますが、役場といたしましても引き続き、地域公共交通の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 住民の移動手段の確保ということで、いろいろ村の地域公共交通協議会でも協議をされているかと思いますが、この9月からくすのきホールまで延伸された路線ですけれども、1日6便平日で、そんな感じなんですけれども、確かに富田林方面からくすのきホール、道の駅に来る人については、これを利用して直接向こうに行けるかなというふうには思います。村内の人が利用するということになると、なかなかこれはどうかという部分もありますけれども、もっと宣伝をしていただきたいなと思います。これにつ

いての利用客の動向とかというのをお聞きしていただいたら、この場で報告していただきたいと思います。

それから、先ほども言いましたけれども、森屋どまりの分が中学校まで延伸されましたけれども、これの効果はどうであったか、再度お尋ねいたします。

○田中議長 上島理事兼地域戦略室長。

○上島理事兼地域戦略室長 まず、9月に延伸をいたしましたくすのきホールへの延伸の件でございます。1日6便ということで、本数的にはそれほどふえてはいないんですけれども、新たな新規路線が開拓されたということで、私どものいたしましては、これを足がかりにさらなる延伸あるいはさらなる新規路線等につきましても、今後金剛バスさんのほうには働きかけのほうをしていきたいというふうに考えております。ただ、この状況につきましては、まだ9月から始まったという状況でございますので、まだ現時点では利用状況等については、残念ながら把握はできておりません。

それからもう一点の、森屋から中学校まで延伸した件でございます。こちら7月から実施をされておまして、2つ分のバス停の分が延びたということございまして、直接的には、特に役場を利用される方、職員も含めまして村外から役場に来庁される方、あるいは中学校に来校される方という方々については、1時間1本だったものが2本にふえる時間帯が拡大するなど、利便性というのは拡大してるのかなというふうに考えております。具体的な人数等につきましては、こちらも把握はしておりませんが、今後とも利便性向上に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 中学校での延伸とか、それからくすのきホールへの乗り入れ、これまで金剛バスにはいろいろと村がかかわって協議をしていただいていた。また、先ほどの通学バスの件でも、当初小吹台から中学校へ走る通学バスを金剛バスに話しかけをしていって、それがやるとなったときに、やっぱりだめだというような話もあったりして、金剛バスというのはなかなか話を持っていっても協議に乗ってもらえないという思いが私たちもあったんですが、この件に関して金剛バスが非常に対応が変わったなというふうに私は感じてるんですけれども、村もそのように感じられてこうした協議を進めていただいていると思うんですが、その点もうまく活用しながら、今後便数をふやすことなりをしていただきたいと思います。

それから、誰でもが利用できる地域公共交通のため、これまで、おとしやった、一部

お金を払ってでもやってほしいという声もありました。そうした声に応じているところが何件かあるんですね。兵庫県の養父市というところでは、住民が白タクをやっているんですね。そして、対応があったらすぐそれでやっていくということやとか、それから私たち議会でも京丹後市に行って、ささえ合い交通というのを見学に、これから行く予定なんですけれども、こうしたことも全国でやっぱり地域公共交通を充実させるという取り組みは行われております。これはこれからのことですし、私たちもまだ勉強もしておりませんが、村の地域公共交通協議会というのは約1年ほど前に実施されて、それ以降やられてないと思います。そこでの協議の内容というのはどんなものなのか、お尋ねします。

○田中議長 上島理事兼地域戦略室長。

○上島理事兼地域戦略室長 最初の金剛バス様の対応でございますけれども、非常に我々もいたしましても非常に協力的に御対応いただいております。今後さらなる金剛バスとの本当の協力関係というのは築いていきたいというふうに考えております。

それから、議員御指摘の養父市でのいわゆる白タク事業でありますとか、京丹後市のささえ合い交通ということでございますけれども、我々把握しておりますのは、そういった地域にはいわゆる路線バスあるいはタクシー事業者というものがそもそもないと。あるいは撤退したというところを前提に、そうした地域公共交通として自治体も関与するような形で事業をされているというふうに聞いております。本村におきましては、先ほども申し上げましたとおり、金剛バス、金剛自動車と南海バスという公共交通事業者が既に現在は入っておるという状況では、大変大きく環境は違うのかなというふうに考えております。これは、役場のほうで主体的に運行すればするほど、事業者の民業を圧迫するということがございますので、いかに共存できるかということが重要になるかなというふうに考えております。公共交通協議会は、昨年1回開催をしてからしばらく開催はしておりませんが、現在は今年度のタクシーの実証実験につきまして協議をさせていただいて、その報告というのを次回にする予定には考えております。

現時点での協議会では、状況は以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 民間の2社が乗り入れてる中で、競合もあり得るので非常に難しいこととは思いますが、路線バスが走っていない地域、中津原やとか小吹やとか、そういうところ辺を路線バスにつなぐ、そういう交通があればいいのかなと。それは、民間の社協も社協がいろいろやっていますけれども、そういうところで委託して路線バスまで行くというような、そういうこともぜひ今後、村の地域公共交通協議会で検討していただいて、それ

は有料でもやってほしいという声がありますので、非常にいろいろクリアしていく分はあるかと思いますが、そういうことも含めて御検討いただきますことをお願いしておきます。

○田中議長 ここで休憩を行います。

2時40分から再開をいたします。

午後2時30分 休憩

午後2時38分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き再開いたします。

第4番目の質問者、千福議員。

○千福議員 議席番号5番、千福清英、一般質問をさせていただきます。

質問のほうは2点あります。1点目は、村の危機管理体制について。

要避難支援者の対応はということで、近年、異常気象による自然災害が全国的に多発しております。本年も、台風が次々と発生して、8月、9月には直撃の形で上陸しております。その都度村より避難準備、避難勧告が発令されております。職員の皆さんには御苦勞をかけておるところでありました。

そこで、各地区に登録されている手助けの必要な避難行動要支援者の避難に向けての対応はどのようになっているのかお伺いいたします。そしてまた、非常時を想定した訓練の実施はどのようになっているかお伺いします。

そしてもう一点、村の機器や物品の管理状況はという形で、各課においてさまざまな物品を中心として機器等を取得されていると思います。そこで、各課においての管理がどのようにされているかをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 村の危機管理体制について御答弁申し上げます。

避難行動要支援者の避難に向けての対応についてでございますが、避難行動要支援者名簿につきましては、地区長、民生委員、警察、消防団、社会福祉協議会等の関係機関に提供し、災害時の避難支援や要支援者一人一人の個別計画の作成をお願いしてるところでございます。個別計画の作成につきましては、地域における支援体制づくり、いわゆる共助が重要であり、全国でもなかなか進んでいない状況でございます。そのため、昨年度の台風21号で被害の大きかった上東阪地区をモデル地区として、現在個別計画の作成に取り組んでいるところであり、個別計画が完成しましたら、今後はその取り組みを各地区に広げていきたいと考えております。

次に、非常時を想定した訓練の実施についてでございますが、今年度は6月に緊急連絡

網による非常時の職員情報伝達訓練を行いました。今後は、管理職以外の職員を対象として、凶上訓練と交通機関が遮断した事態を想定した職員参集訓練の実施を予定しております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 回答ありがとうございます。

ただいま御答弁いただいた中で、上東阪地区での個別計画の作成に取り組んでいるということですが、個別計画の内容はどのようなものなのかお伺いいたします。

○田中議長 中野総務課課長。

○中野会計管理者兼総務課長 個別計画に記載する内容でございますが、災害が発生した場合に避難支援を行う方の指名や避難支援を行うに当たっての留意点、また避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人が不在で連絡がとれないときの緊急連絡先など、誰がどのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載したものが個別計画となります。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 先般の台風で、村内でも大規模な停電が発生しました。災害対策本部を設置する役場での停電に対する対応はどのようになっているのかお伺いいたします。

○田中議長 中野総務課課長。

○中野会計管理者兼総務課長 一般的に、発災後72時間を過ぎますと、要救助者の生存率が大きく低下すると言われており、市町村におきましては72時間稼働可能な非常用電源を備えることが望ましいとされておりますけれども、本村の場合、庁舎も古く、非常用電源設備を備えておりません。そのため、持ち運び式の発電機を利用しまして対応しているところでございます。

今後は、新庁舎の建設にあわせまして、72時間以上稼働可能な非常用電源の整備を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 ありがとうございました。

要望であります。台風、地震そしてまた集中豪雨といった自然災害で、毎年全国各地で甚大な被害が発生しております。本村でも、いつそのような被害が発生するかわからない、そういった災害に対応するには、役場とそして消防団や地区の自主防災組織との連携が重要かと考えております。そういった仕組みづくりを検討していただきたい。そしてまた、各地区において旧の小学校区、そしてまた消防団と分署の防災訓練を実施していただいていると思いますが、地区住民だけではなく、役場職員も訓練に参加して、村全体で防災意識を高め、安心・安全な村づくりを進めていただくよう要望いたします。よろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、中野総務課課長。

○中野会計管理者兼総務課長 村の機器や物品の管理状況について御答弁申し上げます。

機械器具や物品の購入につきましては、各課において予算要求をし、予算が認められたものにつきましては、各課において購入、管理をしているところでございます。備品の増減につきましては、決算書の財産に関する調書において整理をしておりますが、今後適正に備品が管理されているのか調査を行うとともに、備品項目の整理や管理に関する基準などについて、新庁舎への移転にあわせまして検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございました。

物品の管理については、村の財務規則にいろいろ書かれているのではないかと思います。財務規則の規定はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○田中議長 中野総務課課長。

○中野会計管理者兼総務課長 財務規則の規定についてでございますが、物品の調達につきましては各課から提出されました物品需要計画に基づきまして、物品主管課長が調達を行い、完了検査後、会計管理者が収納することとなっております。また、各課等の長につきましては、物品の払い出しを受ける場合には、物品交付請求書を提出しまして、払い出しを受けた物品は物品出納簿に記載して管理することとなっております。物品出納簿の分類につきましては、備品、消耗品、材料費、郵券類、生産品、生物類の6種類となっております。その品目や計上によってさらに分類することとされております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございます。

要望という形でお願いしたいと思います。

ただいま御答弁を頂戴しましたが、決算書の財産に関する調書を見てみますと、備品の分類がかなり細かく記載されております。そしてまた、各課のほうでも台帳等、ちょっと確認させていただく中で、備品に該当するかどうかわかりにくい部分もちょっとあるように感じます。そういう意味で、今後備品項目の整理や管理に関する基準などを検討していくということですが、各課において規則に沿って正確に把握していただきたい。備品も村の貴重な財産ですので、わかりやすい基準で全職員が理解し、そして適正に管理していただくように要望としておきます。ありがとうございます。

○田中議長 第5番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号3番、井上浩一でございます。議長通告に基づきまして、2点質問させていただきます。

まず1点目に、見えない要支援者にタイムラインの活用をということで、災害時におきまして要支援者、特に見た目には健常者と区別のつきにくい障害や病気を持っておられる方については、避難行動をとるタイミングが難しいと思われまます。平常時に掌握し対策が必要であると思えます。

そこで、タイムライン、防災行動計画という取り組みがあります。自治体、企業、住民が連携協力して、災害時において対応するというものです。具体的には、災害の発生を前提に、いつ誰が何をするかに着目して、時系列で整理するというものであります。災害発生時に先を見越した対応ができ、不測の事態の対応に責任者の方が専念でき、ミスも減少させることが可能だと思われまます。

以上の取り組みについて、本村において現状と考えをお伺いしたいと思えます。

2点目に、鳥獣対策の現状と課題ということで、本年3月議会においても質疑応答が行われましたが、被害の現状と協議会を得ての対策の実情はどのようになっているのか。また、村独自ででき得る対策には限界があると思われまますので、そこで地区住民の方と大阪府や国との連携が必要であると思えます。また、それができる体制づくりというのは、村行政の能力が必要だと思われまます。そこについてのお考えをお伺いしたいと思えます。

以上、2点についてよろしくお願ひいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、菊井健康福祉課長。

○菊井健康福祉課長 それでは、見えない要支援者にタイムラインの活用につきまして御答弁申し上げます。

本村では、風水害の災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常

時から要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的とし、平成28年12月に避難行動要支援者支援プランを作成しております。このプランに基づきまして、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や70歳以上の高齢者世帯、また一定の障害のある方など、避難行動要支援者は緊急時など有事の際、あらかじめ個別計画でありますタイムラインを定めるよう対応するよう位置づけておりますが、避難行動要支援者の支援は地域住民の御理解、御協力が必要不可欠でありまして、全国的に見ましてもなかなか進んでいない現状でございます。本村では、まず昨年度の台風21号による被害の大きかった上東阪地区を今年度モデル地区とし、個別計画いわゆるタイムラインを策定中で、いつ、誰が、何をやるかなどの地域の皆様と一緒に考え取り組んでいる状況でございます。これを機に、今後各地区へも普及できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしく御願い申し上げます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 御答弁ありがとうございました。

取り組みにおいては、少しずつ進められているとのことではありますが、関係各所、警察、消防、また地域双方の連携についてはいかがでしょうか。

○田中議長 菊井健康福祉課長。

○菊井健康福祉課長 避難行動要支援者の名簿につきましては、民生委員さんの御協力により、毎年調査を行っていただきまして、それをもとに健康福祉課で毎年更新を行い、4月に総務課や社会福祉協議会のほうを通じまして、各地区長、自治会長、消防署、警察、民生委員などに情報提供を行い、共有し、連携を図っている状況でございます。今後は、まず避難支援者への情報提供同意書の回収率を高め、個別計画の作成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

また、住民の方への認知度を上げるための講習や講座、また訓練等も必要と思われませんが、どのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

○田中議長 菊井健康福祉課長。

○菊井健康福祉課長 住民への認知度を上げるためには、まず本村の場合、村と消防団合

同で行っております旧小学校区で行っている防災訓練で情報提供を行っておりますが、なかなか行き届いてないのが現状であります。そういったことから、各地区の老人憩いの家などで開催されております喫茶そして集いの場に、保健師が直接訪問させていただき、直接地域の皆様に災害に対する自助意識を高めていただくためのお話などをさせていただいております。

昨年度、平成29年度につきましては7地域で延べ35回、平成30年、今のところ8地域で延べ18回行っている状況で、今後も引き続き積極的に、いわゆる地域に根差したPR活動に取り組んでいきまして、認知度のほうを高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

○井上議員 ありがとうございます。

要望といたしまして、近年異常気象などにより被害の拡大が心配されますので、早目の対応をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 鳥獣対策の現状と課題について御答弁申し上げます。

本村では、被害対策を進めるため、大阪府、近隣市町や農協、猟友会等関係団体と連携し、農作物の被害の減少に努めております。先ほどの答弁と重複しますが、本村においての被害状況であります。農業共済への被害報告によりますと、平成27年度は被害面積62アール、被害額7万8,000円、平成28年度は同じく92アール、26万6,000円、平成29年度におきましては同じく19アール、7万8,000円でございます。

また、農地への被害に加えて一般住居の区域にイノシシが出没し通報が入るなど、イノシシの活動区域が広がっていると思われれます。有害鳥獣の被害のさらなる減少のため、千早赤阪村鳥獣被害防止計画の改正を行い、イノシシの捕獲や侵入防止柵の設置、イノシシの棲となる休耕地の刈払い、放任果樹の除去などを含めた総合的な対策に取り組むよう、普及啓発を行ってまいります。

また、今年度は新たに地区活動の一環として、小吹地区から有害鳥獣駆除許可申請がありました。地区などが主体となって取り組むイノシシ捕獲をより一層促進するため、農林水産省が登録する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー等の専門家を活用して、そのスキル向上をサポートするなど、捕獲体制づくりを支援していきたいと考えております。

大阪府や国との連携をさらに強化し、イノシシの捕獲体制の強化に向け、国制度などを

活用した事例などについて研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

再質問といたしまして、地区活動として申請があったとのことですが、具体的にどのような活動なのか。ほかの地区に関して現状はどうか教えてください。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 小吹地区におきまして、イノシシによる農作物被害の減少を図るため、地区住民で狩猟免許を持っている方に捕獲依頼をされております。村からは、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく捕獲の許可証を発行しております。小吹地区内で箱わなの設置を行い、20頭の捕獲を計画されております。現在、7頭を捕獲したとお聞きしております。また、小吹地区では地区補助金を利用して、新たに4名の方が狩猟免許試験を受験されるとのことです。今後、組織的に捕獲に取り組むと聞いております。

来年度は、地権者の同意が得られれば、近隣の他地区でも捕獲活動を実施したいと意向を聞いております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

続いて、捕獲後なんですけど、とめさしやまた後処理、死体処理なんですけど、は現状どのようにされているのか。また、その点について将来的にどのようにお考えになっているのか教えていただきたいと思っております。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 とめさしの部分につきましては、狩猟免許をお持ちの方がやり状のものでとめさしをされているようにお聞きしております。死体につきましては、肉等食べられる分については薫製等にされて、それ以外の皮とかそういった部分については、もう現地で埋められているようなふう聞いております。今後につきましては、最終処分というのは非常に課題になってまいるかと思っておりますので、今後研究等を行って対策を講じていきたいというふうと考えております。

以上です。

○田中議長 要望をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

村全体として、団結して解決に向かうように願いたいと思います。また、動物愛護という観点と、被害という観点と両方あると思いますので、その点に関しても絶対数をコントロールする、そういう概念から被害獣に対して対処していくという考えもあると思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○田中議長 第6番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形です。議長通告に基づき質問いたします。

今後の村立小・中学校のあり方についてお伺ひいたします。

村立義務教育学校として、小学校2校、中学校1校という現状であります。3校とも児童・生徒数が約100名という小規模学校であります。この規模を生かす上でも、私は常々小中一貫校の設立を願ってまいりました。まだ、考えてみますと、財政的な面や立地条件などが難しい課題が多いと考えます。

そのような状況下で、今後村立小・中学校のあり方に関して、次の2点についてお伺ひいたします。

まず1点目、平成19年、20年度で2カ年で4校の小学校を2校に統廃合されました。ただ、現在の2校とも約100名の生徒数の状況において、今後の小学校の統合についてどのように考えておられるのか。

2点目、中学校は現在の校舎が建設され、約60年が経過していると私は思っております。しかし、史跡内の建造物であり、今後の改修等の計画を考える前にさまざまな課題が生じると思われます。もし仮に、近い将来、小学校が統合された場合、残る1つの小学校の施設に中学校を移転するという事も考えられますが、矢倉教育長の所見を伺ひます。よろしくお願ひをいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、矢倉教育長。

○矢倉教育長 今後の村立小・中学校のあり方について御答弁申し上げます。

まず1点目でございますが、議員御指摘のように、村立小学校が現在の2校体制となつてはや10年が経過いたしました。これまで、両校とも100名以上の児童数が維持され、統合について考える必要がございませんでした。しかしながら、今後の両校の児童数の推移を見ても、5年後には各小学校の児童数が60名台と70名台にまで減少する見込みであります。今後、統合ということも視野に入れ検討を始める時期が来たと考え

ております。まずは、教育委員会におきまして議論を進めつつ、小学生や幼児の保護者等を中心に、小学校のあり方をテーマとした意見交換の場を持ち、一定の方向性などを検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の中学校についてでございますが、現在の中学校校舎につきましては、昭和33年千早中学校と赤阪中学校の統合により現在の地に新設され、その後、増築や耐震工事などを行い、現在に至っております。

議員御指摘のとおり、本校は史跡内の建造物となりますが、必ずしも立てかえができないということではございません。ただし、やはり史跡内ということであり、建てかえ等においては内容や条件等によってさまざまな手続がありましたたり、それに要する時間の長期化、事業費の増加などさまざまな課題が出てくるものと考えられます。議員お考えの、小学校がどちらかに統合された場合、もう一校を中学校にというお考えについては、あくまでも小学校が統合されたという仮定ではございますが、施設等の有効利用などからも、当然選択肢の一つとして検討を行う必要があると考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 この問題、矢倉先生にボールを投げたわけですけども、これから、今からちょっとおそれいますけど、2点について質問させていただきます。

この問題は、村としてはもう絶対避けて通れない課題の一つやと私は考えております。

その1点目、先ほど答弁の中に、5年後の子どもたちの推移を述べていただきました。このいただいた答弁のときに、ちょっと教育委員会に今後どうなってるんやということ、推移をちょっとデータをもらいました。ここにあります。そこには、35年ということを書いていただけてますけども、赤阪小学校で62名、それから千早小吹台小学校で75名、答弁にはありませんでしたんですけども、先生は小学校ということで重点的に御答弁いただいておりますので、中学校が35名で、35年度には何名ぐらいになるのか、先生は把握できてはると思いますけど、それが1つ。それから、答弁の中に小学校のあり方をテーマとした意見交換を持つという答弁がございましたけども、一定の方向性とはどういうものをお考えになってるのか、この2点、恐れ入りますけどお伺いします。

○田中議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 まず、平成35年度の中学校の生徒数でありますけども、今のまま推移すると仮定しまして109名ということでございます。それから、小学校のあり方について保護者等の意見を聞いて一定の方向性を出すと、先ほど申しました。まず、1つこういう

学校の統廃合に関しましては、非常に敏感と申しますか、慎重を要する問題だと思っております。教育委員会で一定の結論を先に出してしまいますと、今度はその保護者からの意見を聞くじゃなくて、あくまでもこういう計画で進みますよという説明会になるかと思うんですね。だから、教育委員会で結論を出すまでに、現役の小学生の保護者や将来小学校へ入学を予定されている幼児の保護者を中心に、まずどういう意見、思いを皆さんお持ちなのかということをお聞きして、ただしそのときには、小学校が統合した場合はこんなメリットも出てきます、こんなデメリットも出てきますということをまず説明させていただいて、それを把握、認識してもらった上で、自分たちとしてはこっちを選択するかというような意見交換の場になろうかと思っております。その後に、教育委員会として最終的な結論を出す予定を考えております。できれば保護者等の意見交換会は、少なくとも最初は今年度中に持ちたいと考えております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 力強く答弁頂戴いたしました。その教育長の答弁はありがたく頂戴をいたします。そのような形で今後進めて、話し合いの中で場を持っていただきたいと思います。

ここで、再質問ですけど赤阪課長に聞きます、名指しで申しわけないんですけど。今教育長が述べられましたように、この課題というものはやっぱり長期化するおそれがあります。そのために、やっぱりずっと、きょう来てる幹部の方は多分頭があるでしょうけど、やはり計画表をして、それで最後に行程表に移っていくだろうと私はそう思ってるんですけど、その考えを、課長の考えを聞かせてください。

○田中議長 赤阪課長。

○赤阪教育課長 議員御質問の、物事を進めるに当たっては、当然計画書という部分は非常に重要かと思えます。今回の場合、先ほど教育長も申しましたように、まずは保護者の意見を聞いてから、一定の方向が出た段階で、教育委員会として進むべき方向を決定し、それにより計画を策定すると。それで、教育委員会、また保護者、また学校、それぞれが同じ目標、同じスケジュール感を持って進んでいくのがベストじゃないかというふうに考えます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

きょうは初めてのボールを投げましたので、1つ2つボールが返ってきましたけども、

要望としてこれから随時、要望ですけども、そういう検討会があったときには、議会にこういう形で、今こういう意見が出ましたという報告を要望して今回終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田中議長 以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで、松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 皆さん、長時間どうも、いろいろな審議もございましたが、ありがとうございました。きょうはあいにくの雨でございまして、最近私どもの村、土曜、日曜になるとほとんど雨が降るといふような状況で、なかなか金剛山にも人が来ない状況が続いております。何はともあれ、雨が降っても人が来るような村づくりということでいろいろ考えておるんですが、なかなか前へ向いていかない。そういうふうな状況でございます。

また、超大型台風が日本列島を襲うかもしれないという予報もございます。21号台風の例もございますけども、ぜひ村のほうには来てほしくないなと思っておりますし、特に昨年から、なかなか台風が、今まで起こったことのないような北海道を襲ってみたりということで、日本はちょうど気候変動の真ただ中であって、何が起こるかわからない。特に、災害が非常に多くなってまいりました。我々も、そういう事態にはできるだけ迅速に対処できるようにと思っておりますが、特に昨年の21号台風でございますけども、上東阪あるいは中津原あたりで非常に大きな被害が出ましたが、今まで台風になると必ず被害が出ておりました千早地区がほとんど無傷やったと。これはやっぱり、災害が非常に多かったんで、各沢にきっちり砂防堰堤なんかをつくっていただいたおかげかなと思っておりますし、これからも徐々に上から下へ、砂防堰堤あるいは防災対策をやっていただくように、府あるいは国に一生懸命要望してまいりたいと思っております。

また、それとともに私どもの村、最近私は身にしみて感じておりますが、自然の異変あるいは自然の成長スピードになかなか財政が追いついていかない。特に、私どもの棚田の農業もそうでございますし、林業は木材価格の低迷で、いわゆる衰退しております。こういう状況の中で、うちの村の住民の皆さんは非常に全ての上で自信がなくなってきたのかなと、そういうふうに思います。

今、道の駅ですか、あれをやっていただいている若い皆さんが、一生懸命カレーとか握り飯とかいろいろつくって、少しずつでもということで、人集めに努力していただいておりますが、こういう事態をぜひ、私がいつも考えますのは、いわゆる成功例が何もないということで、ああいう人たち、あるいは今イチゴプロジェクトを一生懸命やっておりますけども、イチゴで収益が上がるようになれば、またそれについて、うちの住民の皆さんが

少しずつは元気になってくれないかなと、そういうふうに思っております。

それと、特に今回、イノシシの質問が多ございました。先ほど課長の答弁もございましたけども、小吹では今一生懸命やっておりますが、イノシシというのは小吹で少なくなりますと、多分千早とか東阪とか、そこからどんどんいらないところへ移住していきます。これは、うちが一生懸命イノシシをとると河南町から来るでしょうし、また御所や五條からも来ると思います。そういうことで、このイノシシ対策なんかは、いわゆる地域全体といいますか、とりあえず一つの面と捉えまして、各市町村関係なしに一生懸命やらなければいけないということで、一時葛城市の市長とともに、今までも行ったことはございますが、葛城市の市長は奈良県庁に行って、私は府庁に行きまして、山中とりあえず四、五年の間ホルモン剤をまいて、子どもができないようにできないかというふうな話をしましたけども、自然保護の観点から絶対あかんということで諦めた経緯がございますが、いわゆる法律的にそういうことでもやらないと、イノシシとか鹿、これは絶対なくならないと思いますし、特にうちの村のように高齢化しますと、誰もだんだんだんだんイノシシをとろうという気もなくなってまいりますし、そういう意味で、ぜひ皆様方も新しい何かすばらしい方法があれば提案していただきますと、我々も精いっぱい動きたいと思っておりますので、千早だけではなしに、河南も太子も、金剛山を中心とした両サイドの市町村、これ全部動かないと、恐らくイノシシの被害はこれからも徐々にふえることはあっても減ることはない、私はそういうふうに確信しておりますので、ぜひ皆様も何かこれがいいというふうな方法がございましたら、都合によったら、僕はできればこの日本中全体で議員の皆さんにもお願いして、とりあえず日本中の山へホルモン剤をまくとかというふうなことを一回できればいいのになと思っておりますが、法律的にはとても無理ではございますが、やっぱり何かのときには法律も変えていくことも一つの力やと思っておりますので、ぜひ皆様方もイノシシ対策、あるいはこの自然の変化に対するいろいろ提言をいただきますようお願いいたしまして、簡単ですが議会の最終の御挨拶といたします。どうも本日はありがとうございました。

○田中議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、平成30年第3回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

午後3時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長                      田 中 博 治

議 員                      藤 浦 稔

議 員                      山 形 研 介